

# 災害支援対策委員会



## 「災害支援対策委員会」

### 1. 構成員

#### 1) 委員

佐伯由香（委員長、愛媛大学）

酒井明子（福井大学） 三橋睦子（久留米大学）

河原宣子（京都橘大学） 三澤寿美（東北福祉大学）

#### 2) 協力者

なし

### 2. 趣旨

本委員会は、防災および災害支援に関わる事業を行うにあたり、看護系大学の防災組織のあり方や広報、防災教育などの重要事項を協議し、本事業の円滑、適正な運営を図ることを目的として活動する。

### 3. 活動経過

2015年8月8日～9日に開催された、第17回日本災害看護学会（仙台）の学会企画「組織における災害の備え（教育、研修、訓練）と今後の活動」において、「日本看護系大学協議会の取組み」の演題名で本協議会の活動を紹介し、情報交換を行った。

「防災マニュアル指針2013」を見直し、具体的な例を追加するなど実際に活用できるよう改訂した。

### 4. 今後の課題

「防災マニュアル指針2013」の活用ならびに防災・減災活動の実施に向けた広報活動が必要である。また、災害発生時被災地の情報収集ならびに情報発信に関する連携体制の構築が必要である。

### 5. 資料

「防災マニュアル指針2013」改訂版（仮）（本協議会のホームページに掲載）





# 高度実践看護師制度推進委員会



# 「高度実践看護師制度推進委員会」

## 1. 構成員

### 1) 委員

高見沢恵美子（委員長 関西国際大学）	田中美恵子（副委員長 東京女子医科大学）
宇佐美しおり（熊本大学）	内布敦子（兵庫県立大学）
上泉和子（青森県立保健大学）	及川郁子（聖路加国際大学）
神里みどり（沖縄県立看護大学）	藤内美保（大分県立看護科学大学）
野川道子（北海道医療大学）	

## 2. 趣旨

本委員会は、高度実践看護師の制度化に向けて検討し、提案することを目的とした臨時委員会である。

## 3. 活動経過

委員会は3回開催した。主な活動経過としては、日本看護協会・NP教育大学院協議会との打ち合わせ、文部科学省「大学における医療人養成の在り方に関する調査研究委託事業」応募、複数大学院の共同による高度実践看護師教育課程の審査申請の3つの活動を行った。

日本看護協会・NP教育大学院協議会との打ち合わせについては、日本看護系大学協議会のプライマリケアナースプラクティショナーの定義・実践内容・必要な能力について説明し情報交換を行った（資料1参照）。その後日本看護協会が日程調整を担当したが調整が難航し、話し合い日程は未定である。文部科学省「大学における医療人養成の在り方に関する調査研究委託事業」応募は、「医療系大学院における教育研究の実態に関する調査・研究」について企画書を作成し提出した。本委員会にとって重要なテーマであったが、残念ながら採択されなかった。さらに、会員校から要望のあった複数大学院の共同による高度実践看護師教育課程の審査申請を可能にする方策を検討した。高度実践看護師教育課程審査要項に複数大学院の共同による高度実践看護師教育課程の編成について、共同大学院、連合大学院、連携大学院の審査について新たに記載し、申請手続き及び申請書類を一部修正した（資料2参照）。高度実践看護師教育課程申請に向けた説明会で修正内容を説明した。

## 4. 今後の課題

高度実践看護師の個人認証について、他組織との連携をとり、継続して検討していくことが必要である。

## 5. 資料

- ・ナースプラクティショナーの定義・実践内容・必要な能力(資料1)
- ・高度実践看護師教育課程審査要項抜粋(資料2)

ナースプラクティショナーの定義・実践内容・必要な能力

◎目的：日本看護協会による NP 認定試験（仮称）受験のための必須教育内容を明確にする。  
必須科目のミニマムリクワイアメンツを出す（最大公約数を詰める）

	一般社団法人日本看護系大学協議会 (JANPU)
NP 教育組織の設立年度 教育開始年度	平成 24 年度 高度実践看護師制度推進委員会の設置
「特定行為に係る看護師の研修制度」との関係	希望大学の判断とし直接的な関与は行わない
NP の領域と想定している勤務先・NP の活動の場	●プライマリ・ケア看護ナースプラクティショナー 医師の診療を受けることが難しい、ルーラル地域の診療所や老人福祉施設 ●アキュートケアナースプラクティショナー 医師の処置を受けることが難しい病院の病棟・外来
NP の定義 NP 像（役割）	ナースプラクティショナーは、保健・医療・福祉現場において病院・診療所等と連携して、現にまたは潜在的に健康問題を有する患者にケアとキュアを提供統合し、一定の範囲で自律的に治療的もしくは予防的介入を行い、卓越した直接ケアを提供する高度実践看護師 プライマリケア看護ナースプラクティショナーは、すべての発達段階にある人のさまざまな健康上の問題に対して、個人の生活や QOL を考慮した、包括的でアクセスし易い医療をめざし、説明責任とパートナーシップを持って、自律的にアセスメントし治療的もしくは予防的介入を行い、卓越した直接ケアを提供できる医療者。
想定している活動の場	医師の診療を受けることが難しい、ルーラル地域の診療所や老人福祉施設
コンピテンシー	高度実践看護師(CNS・ナースプラクティショナー)に必要なコアコンピテンシー (1)専門看護分野において、個人・家族または集団に対してケアとキュアを融合した高度な看護を実践する（実践）。 (2)専門看護分野において、看護職者に対しケアを向上させるため教育的機能を果たす（教育）。 (3)専門看護分野において、看護職者を含むケア提供者に対してコンサルテーションを行う（相談）。 (4)専門看護分野において、必要なケアが円滑に提供されるために、保健医療福祉に携わる人々との間のコーディネーションを行う（調整）。 (5)専門看護分野において、専門知識・技術の向上や開発を図るために実践の場における研究活動を行う（研究）。 (6)専門看護分野において、倫理的な問題・葛藤について関係者間での倫理的調整を行う（倫理調整）。  ナースプラクティショナーに必要な能力(NONPF,2013) (1)科学的基礎能力

	<p>(2)リーダーシップ能力</p> <p>(3)保健医療の質を評価し高める能力</p> <p>(4)より良い実践を探求する能力</p> <p>(5)科学技術や情報通信技術を駆使できる能力</p> <p>(6)ヘルスケアポリシーに関する能力</p> <p>(7)ヘルスケアサービス提供システムを開発する能力</p> <p>(8)倫理的実践能力</p> <p>(9)自律的実践能力</p>
必須科目	<p>共通科目 A</p> <p>看護教育論、看護管理論、看護理論、看護研究、 コンサルテーション論、看護倫理、看護政策論</p> <p>共通科目 B</p> <p>臨床薬理学、フィジカルアセスメント、病態生理学</p>
単位数	<p>総計 46 単位以上 (内、共通科目 A : 8 単位以上、共通科目 B : 6 単位以上、専攻分野共通科目 : 10 単位、専攻分野専門科目 : 12 単位、実習科目 : 10 単位)</p>
実践内容	<p>&lt;情報収集・アセスメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あらゆる年代の対象者から健康に関するデータを収集する。</li> <li>・包括的なまたは症状にもとづいた、発達段階にふさわしいフィジカルアセスメントを正確に実施する(精神的なアセスメントを含む)。</li> <li>・メンタルヘルス分野における各種職者(臨床心理士、心理学者、精神保健福祉士、精神科医、精神科分野高度実践看護師)等の相違点と共通性を把握する。</li> <li>・あらゆる発達段階にある個人や家族の危険因子(リスクファクター)を査定する。</li> <li>・人生に渡って起きる様々な転機が、個人、家族、地域に与える影響について分析・評価する。</li> <li>・対象者の健康問題(急性または慢性)が及ぼす家族全体への影響を査定する。</li> <li>・家族看護論や発達心理学の知識を個人と家族のケアに活用する。</li> <li>・各発達段階における正常と異常の所見を区別する。</li> <li>・症状や検査結果等のアセスメントに基づき健康上の問題を推論し鑑別する。</li> <li>・あらゆる発達段階を踏まえた薬物動態学と臨床薬理学を把握し、医師の指示のもと薬物を適切に選択する。</li> </ul> <p>&lt;計画・介入&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人への費用、リスクや利点を踏まえ、スクリーニングや予防のためのツールを適切に使用し、介入方法を計画する。</li> <li>・危険因子を持つ個人や家族の健康増進を目的とした介入を計画する。</li> <li>・適切な非薬物的治療法を計画に組み込む。</li> <li>・疾病及び発達段階が対象者の感覚、認知、テクノロジーの活用能力や健康に関する知識、学習レディネス等に与える影響を分析し適切な介入を行う。</li> <li>・高齢化や発達段階に伴う転機、社会心理的な問題、及び複数の慢性疾患がもた</li> </ul>

	<p>らず複雑な健康問題から起こる個人や家族の複雑なニーズに合わせ、介入を修正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切に介入する、または他部門へ適切な照会を行うため、多岐にわたるデータを統合し、臨床的意思決定を行う。</li> <li>・自己の臨床的意思決定能力を査定し、必要に応じて他部門に相談し紹介する。</li> </ul> <p>&lt;実践内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平常よく見られる急性や慢性疾患、精神疾患の管理、合併症の予防、身体機能と QOL を促進する。</li> <li>・身体障害を持つ人のセルフケアニーズを査定しセルフケア能力を支援する。</li> <li>・緩和ケアと終末期ケアを計画し支援する。</li> <li>・プライマリケア看護における処置を行う。</li> <li>・患者と家族の健康に関する意思決定を支援する。</li> <li>・自己効力やエンパワメントの概念を把握し、人々の行動変容に関わる。</li> <li>・健康教育に当たって、対象者の言語能力や、文化的価値観に適した教材を作成する。</li> <li>・個人と家族へのサービスアウトカムを向上するため、専門分野に特化したケアコーディネーションのモニタリングを行う。</li> </ul>
--	--

## 高度実践看護師審査要項抜粋

### 4. 既修得単位の認定ならびに単位互換に関する要件について

- 1) 他大学で履修した高度実践看護師教育課程の認定を受けている科目の単位を、各大学院の定めるところにより、10 単位を超えない範囲で、当該大学における単位とみなすことができる。

### 5. 複数大学院の共同による高度実践看護師教育課程の編成について

- 1) 複数大学院の共同による高度実践看護師教育課程編成は、以下の方法によるものとする。
  - (1) 複数大学院が共同教育課程を編成することにより1つの高度実践看護師教育課程を申請する場合（共同実施制度）
  - (2) 既に高度実践看護師教育課程として認定されている大学院が基幹大学院となり他の大学院と連合する場合（連合大学院）、または大学院が研究所等と連携する場合(連携大学院)
- 2) 複数大学院の共同による高度実践看護師教育課程においては、審査の結果認定する単位は以下のとおりとする。
  - (1) 共同教育課程の場合に認定する単位は、共同実施制度で編成した教育課程に係る単位とする。
  - (2) 連合大学院の場合に認定する単位は、基幹校を除く構成校の単位を合計し10単位を超えない範囲とする。
  - (3) 連携大学院の場合は、連携する研究所等の研究者の協力等のもと開講する科目の時間数を総合的に判断し、10単位相当を上限とする。

## IV 高度実践看護師教育課程の分野特定のための基準

1. 独立した専門分野として一定の安定性・発展性が保証されうること。
2. 変化する社会的ニーズ、看護ニーズに対して、実践的な専門性が確立されうること。
3. 学問的に知識および技術に広がりや深さがあること（基礎教育の中である程度一般的に教授されていること、学会の存在、学会誌等専門誌の存在）。
4. すでに専門看護分野としての教育課程が存在し、複数の大学院で教育が実施されていること。

平成23年12月10日制定

平成26年 1月11日改定

平成27年 1月10日改定

平成28年 1月22日改定



# 養護教諭養成教育検討委員会



## 「養護教諭養成教育検討委員会」

### 1. 構成員

#### 1) 委員

委員長：荒木田美香子（国際医療福祉大学）

委員：片田範子（兵庫県立大学）、津島ひろ江（関西福祉大学）、  
櫻田淳（埼玉県立大学）、池添志乃（高知県立大学）

#### 2) 協力者： なし

### 2. 趣旨

子どもたちの現代的な心身の健康課題に対応できる養護教諭の育成が急務であり、養護教諭養成機関には養護教諭の役割に基づいたカリキュラム等の検討が求められている。しかし、これまでに看護系大学で養護教諭養成の在り方について検討されたことはなく、方向性も示されていない。養護教諭一種養成課程を有する大学 125 大学のうち、看護系大学が 78 校（平成 27 年現在）となっており、日本看護系大学協議会において、養護教諭の養成のあり方を早急に検討することが必要であるとの見解から、臨時委員会を組織し、以下の項目を検討する。

- 1) 看護系大学で養成する養護教諭のコアコンピテンシー及び養成カリキュラムを検討する。
- 2) 日本看護系大学協議会としての提言等を文部科学省、日本養護教諭養成大学協議会等に提出する。

### 3. 活動経過

- ① 平成 26 年度に作成した養護教諭のコンピテンシー案（一次）を見直した。
- ② 平成 27 年 12 月 14 日に JANPU 会員校の養護教諭一種養成課程を有する大学を対象にワークショップを行った。  
参加者数 69 名（養護教諭一種免許課程を有する 78 大学中 60 大学の参加）であった。ワークショップでは養護教諭養成教育の文部科学省などの動きについて情報提供すると共に、コンピテンシー案について意見交換を行った。JANPU 会員校の養護教諭一種養成課程を有する大学を対象にした情報交換会は初めての試みであり、有効であるとする声が 72% であり、参加校より今後の継続的開催を望む声が多数あった。
- ③ 養護教諭のコンピテンシー案（二次）について Web 調査により会員校の意見を聴取した。（43 大学回答：回収率 55.1%）（平成 28 年 3 月実施）
- ④ 中央教育審議会答申案「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について ～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」へのパブリックコメントを提出した。最終答申では養護教諭に関する記載の修正が見られた。
- ⑤ 理事会に対し、養護教諭関係団体連絡会<sup>\*注1)</sup>に関する情報提供を行った。

注 1) 平成 27 年度の中央教育審議会答申による養護教諭養成カリキュラムの変更を見据え、「養護教諭の資質能力向上を願う全国組織団体の連携と協力により、養護教諭の養成・採用・研修等に関する施策の提案と実現に向けた取り組みを行うこと」を目的とする団体である。全国養護教諭連絡協議会、日本養護教諭養成大学協議会、日本教育大学協会全国養護部門、全国私立大学・短期大学(部)養護教諭養成課程研究会、日本養護教諭教育学会、日本健康相談活動学会を発起団体とし平成 27 年 11 月に発足した。

### 4. 今後の課題

養護教諭のコンピテンシーの修正案を出すことができたが、今後さらにコンピテンシーの内容の洗練化とともに、卒業時の到達目標やカリキュラムを検討していく必要がある。また、養護教諭養成に関わっている看護系大学のワークショップを行い、参加者より継続を期待する意見が複数あった。さらに平成 28 年度に教員養成カリキュラムに関する法律改正および省令改正が行われる可能性があり、会員校に情報提供する必要があるため、次年度も委員会を継続することとなった。

### 5. 資料

- 1) 看護系大学で育成する養護教諭のコンピテンシー（二次）
- 2) 文部科学省に提出したパブリックコメント

資料1 看護系大学で育成する養護教諭のコンピテンシー（二次）調査結果

1. 日時 平成28年3月15日～3月27日
2. 方法 Webによる質問紙調査、コンピテンシー案54項目に対して、コンピテンシー案の妥当性（4段階）、到達度（5段階）、教育の実施状況について回答を求めた。各項目について一部自由記載による意見を聞いた。
3. 回答率 JANPU会員校のうち、養護教諭一種免許に関わる教育を実施している78大学に対して調査依頼を行い、43大学より回答を得た。（回答率55.1%）
4. 結果

1) 用語の定義

表1 用語の定義

用語	定義
卒業時点のコンピテンシー	養護教諭1種養成課程にある大学生が卒業時点で有している行動特性を言う。尚、本調査では「単独でできる」「指導の下で実施できる」「校内演習などで実施できる」「知識としてわかる」の4段階でコンピテンシーを評価する。また、各大項目は単に能力を問うのではなく、コンピテンシーに着目することより、「実践能力」と言う表現を用い、小項目は評価しうる行動で表現した。 なお、看護基礎教育課程での学修で獲得したコンピテンシーに加えて養護教諭として求められるコンピテンシーのみを抽出している。
教員としての養護教諭の実践を支える基本的能力	養護教諭の実践を行うためには学校教育や学校経営に関する理解に基づいた実践が必要である。本大項目では主にその理解度と実践能力に関する項目で構成している。
ヒューマンケアの基本に関する実践能力	ヒューマンケアとは、広く豊かな教養と複眼的な思考力・判断力を活用して、人間と人間の生活を理解し、専門職としての倫理に基づいて行動する態度・姿勢を基盤とする行動指針を示している。「ヒューマンケアの基本に関する実践能力」とは、人々の多様な生活背景による様々な価値観を尊重し、成長発達過程にある子どもと、子どもを育成する保護者と教職員をはじめとした関係者を対象としたヒューマンケアに当たるものとしての基本的実践能力に関する項目で構成している。
根拠に基づき個別・集団への支援を計画的に実践する能力	子どもと学級・学年・学校といった集団を対象に、対象の特性や状態を理解した上で、医学、保健学、疫学、教育学、心理学などの学問等の論理的に説明できる根拠となる最新の知識・技術に基づく支援計画を立案し、実施、評価できる実践能力に関する項目で構成している。
特定の健康課題に対応する実践能力	障害、疾患、負傷などの特定の健康課題をもった子どもや子ども達に対して健康の保持増進と疾病予防への支援、健康課題による影響を最小限に留める支援、活動や自己の能力を拡大するための支援についての実践能力に関する項目で構成している。
ケア環境とチーム体制整備に関する実践能力	教職員をはじめとし、関係者や関係機関、社会資源との協働に向けた体制構築・整備のための実践能力に関する項目で構成している。
専門職者として研鑽し続ける基本能力	看護職としてはもとより、養護教諭として自己を振り返りながら、専門性と実践能力を高め、専門職として成長し続けるための研鑽に関する項目で構成している。

2) 回答者及び養成課程の状況

他の教職課程を有する大学が80%以上を占めた。平成27年度に養護教諭一種免許取得した者は1人～51人の幅があり、平均13人であった。養成する教員に養護教諭免許を有する者がいない大学は4校となっており、これらの大学の状況を把握する必要がある。

**表2 回答大学の状況**

項目	回答者数 平均	% SD
他の教職課程の有無		
有り	35	81.4
無し	8	18.6
主として養護教諭養成にかかわる教員数		
1人	10	23.3
2人	15	34.9
3人	10	23.3
4人	4	9.3
5人	1	2.3
6人以上	3	7.0
養成教育に関わる教員の内の養護教諭免許取得者数		
0人	4	9.3
1人	19	44.2
2人	13	30.2
3人	6	14.0
未回答	1	2.3
回答者の職位		
教授	16	37.2
准教授	17	39.5
講師	8	18.6
助教	1	2.3
その他	1	2.3
平成27年度の養護教諭一種免許取得者数		
平均(1-51)人	13	9.6
1-4人	5	11.6
5-9人	9	20.9
10-19人	17	39.5
20人以上	6	14.0
学年進行中	6	14.0

3) 意見聴取した養護教諭のコンピテンシーの妥当性について

「4. 非常に妥当だと思う」、「3. どちらかというとう妥当だと思う」の割合を合わせた割合はすべての項目で80%以上であった。しかし、「非常に妥当だと思う」で50%を下回ったものは項目 9. 17. 22. 32. 42 の5項目があった。

表3 教育すべき項目としての妥当性

コンピテンシー案	教育の妥当性									
	4非常に妥当だと思う		3どちらかといえば妥当だと思う		2どちらかたというとう妥当でない		1妥当ではない		4+3	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
<b>I 教員としての養護教諭の実践を支える基本的能力</b>										
1 養護教諭の専門性と基本的職務を説明することができる	39	90.7	4	9.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
2 学校教育の理念と学校保健の目標を説明することができる	39	90.7	4	9.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
3 学校経営方針および組織の経営方針を設定する意義を説明することができる	25	58.1	16	37.2	2	4.7	0	0.0	0	0.0
4 学校保健の構造を説明することができる	40	93.0	3	7.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
5 学校安全の構造を説明することができる	38	88.4	4	9.3	1	2.3	0	0.0	0	0.0
6 学校経営計画、学校保健計画、学校安全計画、保健室経営計画の関係性を説明することができる	35	81.4	8	18.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0
7 保健室経営計画の立案、実施、評価の方法を説明することができる	38	88.4	5	11.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0
<b>II ヒューマンケアの基本に関する実践能力</b>										
8 子どもの権利を擁護する	39	90.7	4	9.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
9 保護者の権利について説明することができる	21	48.8	16	37.2	6	14.0	0	0.0	0	0.0
10 子どもの自己実現を支援する	30	69.8	10	23.3	3	7.0	0	0.0	0	0.0
11 子どもや保護者が意思決定できるよう適切な情報提供をする	34	79.1	8	18.6	1	2.3	0	0.0	0	0.0
12 子どもや保護者が健康課題に、主体的に取り組めるよう支援する	36	83.7	7	16.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
13 実施した支援について根拠と意義を説明する	35	81.4	7	16.3	1	2.3	0	0.0	0	0.0
14 子どもの家庭環境を把握して保護者との信頼関係を築く	30	69.8	10	23.3	3	7.0	0	0.0	0	0.0
15 教職員・関係機関・関係職種間で相互に信頼できる関係を築く	39	90.7	4	9.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
<b>III 根拠に基づき個別・集団への支援を計画的に実践する能力</b>										
16 健康管理や疾病管理に関する子ども(子ども達)の知識を把握する	39	90.7	4	9.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
17 健康管理や疾病管理に関する保護者の知識を把握する	20	46.5	19	44.2	3	7.0	1	2.3	0	0.0
18 家庭環境および保護者の教育力について把握する	22	51.2	17	39.5	4	9.3	0	0.0	0	0.0
19 子どもたちがより良い健康状態を保つために必要な総合的支援計画を立案する	33	76.7	8	18.6	2	4.7	0	0.0	0	0.0
20 子ども(子ども達)の心身の健康状態を観察して、支援の優先順位を判断する	37	86.0	6	14.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
21 看護学、教育学、医学、疫学、保健学、心理学などの知識を基盤にして保健指導を行う	38	88.4	4	9.3	1	2.3	0	0.0	0	0.0
22 保護者の健康状態や地域実態に適した健康教育を計画、実施、評価する	18	41.9	18	41.9	6	14.0	1	2.3	0	0.0
23 支援に対する子ども(子ども達)や保護者の反応を把握し、PDCAサイクルを展開する	31	72.1	12	27.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0
24 子ども(子ども達)の自己肯定感を育む	37	86.0	6	14.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
25 子ども(子ども達)の発達段階に応じた心身の発育発達を促す支援を行う	39	90.7	4	9.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
26 発達段階に応じたセルフケア能力を育成する	38	88.4	5	11.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0
27 子ども、保護者、教職員が活用できる社会資源や協働できる機関・人材について情報提供する	31	72.1	11	25.6	1	2.3	0	0.0	0	0.0
28 学校周辺の地域性、文化、教育・医療環境を把握して支援に活かす	31	72.1	11	25.6	1	2.3	0	0.0	0	0.0
29 子ども(子ども達)の支援と、保護者の支援を必要時関連させて支援計画を立案する	23	53.5	17	39.5	3	7.0	0	0.0	0	0.0
<b>IV 特定の健康課題に対応する実践能力</b>										
30 生活習慣の確立に向けて、保護者を通して子ども(子ども達)への働きかけをする	28	65.1	12	27.9	3	7.0	0	0.0	0	0.0
31 子どもが、自らの健康課題を認識し、主体的に取り組んでいるかどうかを把握する	35	81.4	8	18.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0
32 保護者が、子どもの健康課題を認識し、主体的に取り組んでいるかどうかを把握する	16	37.2	20	46.5	7	16.3	0	0.0	0	0.0
33 経時的な客観的・主観的データを分析して健康課題を把握する	34	79.1	9	20.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0
34 子ども(子ども達)の健康課題を明確にし、適切な保健教育を計画、実施、評価をする	42	97.7	1	2.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
35 子ども、保護者が、自らの健康課題に主体的に参画できるような機会・場・方法を提供する	25	58.1	16	37.2	2	4.7	0	0.0	0	0.0
36 事故や感染症の対策および予防策を学校保健組織で講じる	38	88.4	4	9.3	1	2.3	0	0.0	0	0.0
37 緊急時に症状を冷静に判断し、緊急度をアセスメントし、必要な行動をとる	43	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
38 救急時には教職員間で連携して対応できるよう、リーダーとして適切に指示する	33	76.7	8	18.6	2	4.7	0	0.0	0	0.0
39 特別支援教育の意義と生じている課題を理解して、必要時コーディネーターの役割を果たすことができる	28	65.1	14	32.6	1	2.3	0	0.0	0	0.0
40 家族の習慣や生活に合わせた支援を行う	22	51.2	15	34.9	6	14.0	0	0.0	0	0.0
41 子どもや保護者の自己管理を支援する	28	65.1	13	30.2	1	2.3	1	0.0	0	0.0
42 子どもや家族の意向を確認しながら、学習活動を維持するための支援を行う	20	46.5	20	46.5	3	7.0	0	0.0	0	0.0
43 医療機関と連携を取り、学校で安全に安心して過ごせるよう、支援する	38	88.4	5	11.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0
<b>V ケア環境とチーム体制整備に関する実践能力</b>										
44 子どもの健康状態の向上をめざして、教職員の支援能力の向上に寄与する	30	69.8	11	25.6	2	4.7	0	0.0	0	0.0
45 校内組織を活用し、チームで支援する体制を整備する	40	93.0	3	7.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
46 支援目的に応じて、校外組織や社会資源を活用する	32	74.4	11	25.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0
47 学校内で医療的ケアが安全に実施できる環境を整える	32	74.4	7	16.3	4	9.3	0	0.0	0	0.0
48 虐待やいじめの疑いがある子どもに対して教職員と連携し、安全に配慮しながら支援する	41	95.3	2	4.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0
49 校内支援システムの構築に向けて、校内外の教職員・関係者と協議・調整を行う	28	65.1	13	30.2	2	4.7	0	0.0	0	0.0
50 支援や対策の実施に向けて、教職員や関係機関と協働し、活動内容と人材の調整(配置・確保等)を提案する	24	55.8	16	37.2	3	7.0	0	0.0	0	0.0
51 学校管理下での事故に関して、適切な事後措置を行うと共に予防対策を講ずる。	36	83.7	7	16.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
52 特別な教育ニーズを持つ子どもへの心身の健康管理面での支援を行う	38	88.4	5	11.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0
<b>VI 専門職者として研鑽し続ける基本能力</b>										
53 教育研究などに参画し、養護教諭としての専門能力の向上に努める	36	83.7	7	16.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
54 養護教諭の実践に求められる知識・技術に関して、自己研鑽をし、高い実践能力をめざす	38	88.4	5	11.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0

4) 卒業時点の到達度について

原則として、最も回答が集中したレベルを到達度と考えた。しかし、項目 9.22.27 は 2つの到達度に同じ割合で意見が分かれた。その場合は、前後の割合も考慮し、委員で到達度を検討の上、設定した。

表4 卒業時点の到達度

コンピテンシー案	4単独でできる		3指導の下実施で		卒業時点の到達度		1知識としてわかる		0妥当ではない	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
<b>I 教員としての養護教諭の実践を支える基本的能力</b>										
1 養護教諭の専門性と基本的職務を説明することができる	36	83.7	3	7.0	1	2.3	3	7.0	0	0.0
2 学校教育の理念と学校保健の目標を説明することができる	29	67.4	8	18.6	1	2.3	5	11.6	0	0.0
3 学校経営方針および組織の経営方針を設定する意義を説明することができる	11	25.6	17	39.5	1	2.3	13	30.2	1	2.3
4 学校保健の構造を説明することができる	29	67.4	7	16.3	1	2.3	6	14.0	0	0.0
5 学校安全の構造を説明することができる	26	60.5	10	23.3	7	16.3	0	0.0	0	0.0
6 学校経営計画、学校保健計画、学校安全計画、保健室経営計画の関係を説明することができる	22	51.2	10	23.3	3	7.0	8	18.6	0	0.0
7 保健室経営計画の立案、実施、評価の方法を説明することができる	19	44.2	12	27.9	6	14.0	6	14.0	0	0.0
<b>II ヒューマンケアの基本に関する実践能力</b>										
8 子どもの権利を擁護する	22	51.2	11	25.6	4	9.3	6	14.0	0	0.0
9 保護者の権利について説明することができる	5	11.6	17	39.5	4	9.3	17	39.5	0	0.0
10 子どもの自己実現を支援する	10	23.3	19	44.2	1	2.3	11	25.6	1	2.3
11 子どもや保護者が意思決定できるような適切な情報提供をする	6	14.0	23	53.5	8	18.6	6	14.0	0	0.0
12 子どもや保護者が健康課題に、主体的に取り組めるよう支援する	9	20.9	23	53.5	6	14.0	5	11.6	0	0.0
13 実施した支援について根拠と意義を説明する	15	34.9	18	41.9	8	18.6	1	2.3	1	2.3
14 子どもの家庭環境を把握して保護者との信頼関係を築く	6	14.0	14	32.6	6	14.0	17	39.5	0	0.0
15 教職員・関係機関・関係職種間で相互に信頼できる関係を築く	7	16.3	19	44.2	2	4.7	15	34.9	0	0.0
<b>III 根拠に基づき個別・集団への支援を計画的に実践する能力</b>										
16 健康管理や疾病管理に関する子ども(子ども達)の知識を把握する	21	48.8	14	32.6	2	4.7	5	11.6	0	0.0
17 健康管理や疾病管理に関する保護者の知識を把握する	6	14.0	17	39.5	2	4.7	16	37.2	2	4.7
18 家庭環境および保護者の教育力について把握する	3	7.0	18	41.9	1	2.3	20	46.5	1	2.3
19 子どもたちがより良い健康状態を保つために必要な総合的支援計画を立案する	8	18.6	18	41.9	8	18.6	8	18.6	1	2.3
20 子ども(子ども達)の心身の健康状態を観察して、支援の優先順位を判断する	20	46.5	12	27.9	6	14.0	5	11.6	0	0.0
21 看護学、教育学、医学、疫学、保健学、心理学などの知識を基礎として保健指導を行う	15	34.9	20	46.5	7	16.3	1	2.3	0	0.0
22 保護者の健康状態や地域実態に適した健康教育を計画、実施、評価する	2	4.7	16	37.2	6	14.0	16	37.2	3	7.0
23 支援に対する子ども(子ども達)や保護者の反応を把握し、PDCAサイクルを展開する	9	20.9	17	39.5	5	11.6	12	27.9	0	0.0
24 子ども(子ども達)の自己肯定感を育む	11	25.6	18	41.9	5	11.6	8	18.6	0	0.0
25 子ども(子ども達)の発達段階に応じた心身の発達を促す支援を行う	17	39.5	18	41.9	3	7.0	5	11.6	0	0.0
26 発達段階に応じたセルフケア能力を育成する	15	34.9	20	46.5	3	7.0	5	11.6	0	0.0
27 子ども、保護者、教職員が活用できる社会資源や協働できる機関・人材について情報提供する	4	9.3	16	37.2	7	16.3	16	37.2	0	0.0
28 学校周辺の地域性、文化、教育・医療環境を把握して支援に活かす	4	9.3	17	39.5	7	16.3	15	34.9	0	0.0
29 子ども(子ども達)の支援と、保護者の支援を必要時間連立させて支援計画を立案する	4	9.3	14	32.6	7	16.3	18	41.9	0	0.0
<b>IV 特定の健康課題に対応する実践能力</b>										
30 生活習慣の確立に向けて、保護者を通して子ども(子ども達)への働きかけをする	10	23.3	14	32.6	4	9.3	14	32.6	1	2.3
31 子どもが、自らの健康課題を認識し、主体的に取り組んでいるかどうかを把握する	20	46.5	11	25.6	5	11.6	7	16.3	0	0.0
32 保護者が、子どもの健康課題を認識し、主体的に取り組んでいるかどうかを把握する	4	9.3	9	20.9	8	18.6	20	46.5	2	4.3
33 経時的な客観的・主観的データを分析して健康課題を把握する	13	30.2	19	44.2	7	16.3	4	9.3	0	0.0
34 子ども(子ども達)の健康課題を明確にし、適切な保健教育を計画、実施、評価をする	13	30.2	20	46.5	7	16.3	3	7.0	0	0.0
35 子ども・保護者が、自らの健康課題に主体的に参画できるよう機会・場・方法を提供する	6	14.0	14	32.6	6	14.0	17	39.5	0	0.0
36 事故や感染症の対策および予防策を学校保健組織で講じる	11	25.6	21	48.8	7	16.3	4	9.3	0	0.0
37 緊急時に症状を冷静に判断し、緊急度をアセスメントし、必要な行動をとる	17	39.5	14	32.6	9	20.9	3	7.0	0	0.0
38 救急時には教職員間で連携して対応できるよう、リーダーとして適切に指示する	8	18.6	12	27.9	12	27.9	9	20.9	2	4.3
39 特別支援教育の意義と生じている課題を理解して、必要時コーディネーターの役割を果たすことができる	4	9.3	10	23.3	6	14.0	22	51.2	1	2.3
40 家族の習慣や生活に合わせた支援を行う	6	14.0	11	25.6	4	9.3	21	48.8	1	2.3
41 子どもや保護者の自己管理を支援する	6	14.0	18	41.9	8	18.6	10	23.3	1	2.3
42 子どもや家族の意向を確認しながら、学習活動を維持するための支援を行う	2	4.7	20	46.5	2	4.7	19	44.2	0	0.0
43 医療機関と連携を取り、学校で安全に安心して過ごせるよう、支援する	10	23.3	17	39.5	3	7.0	13	30.2	0	0.0
<b>V ケア環境とチーム体制整備に関する実践能力</b>										
44 子ども(子ども達)の健康状態の向上をめざして、教職員の支援能力の向上に寄与する	5	11.6	13	30.2	6	14.0	18	41.9	1	2.3
45 校内組織を活用し、チームで支援する体制を整備する	1	2.3	18	41.9	4	9.3	20	46.5	0	0.0
46 支援目的に応じて、校外組織や社会資源を活用する	2	4.7	17	39.5	4	9.3	20	46.5	0	0.0
47 学校内で医療的ケアが安全に実施できる環境を整える	5	11.6	12	27.9	5	11.6	19	44.2	2	4.3
48 虐待やいじめの疑いがある子どもに対して教職員と連携し、安全に配慮しながら支援する	6	14.0	20	46.5	6	14.0	11	25.6	0	0.0
49 校内支援システムの構築に向けて、校内外の教職員・関係者と協議・調整を行う	4	9.3	12	27.9	4	9.3	23	53.5	0	0.0
50 支援や対策の実施に向けて、教職員や関係機関と協働し、活動内容と人材の調整(配置・確保等)を提案する	2	4.7	10	23.3	4	9.3	25	58.1	2	4.3
51 学校管理下での事故に関して、適切な事後措置を行うと共に予防対策を講ずる。	9	20.9	15	34.9	7	16.3	12	27.9	0	0.0
52 特別な教育ニーズを持つ子どもへの心身の健康管理面での支援を行う	4	9.3	28	65.1	3	7.0	8	18.6	0	0.0
<b>VI 専門職者として研鑽し続ける基本能力</b>										
53 教育研究などに参画し、養護教諭としての専門能力の向上に努める	13	30.2	13	30.2	1	2.3	16	37.2	0	0.0
54 養護教諭の実践に求められる知識・技術に関して、自己研鑽をし、高い実践能力をめざす	17	39.5	8	18.6	3	7.0	15	34.9	0	0.0

5) 教育の実施状況について

項目 9.17.32.50 での実施率は低く、80%を下回っていた。

表5 教育の実施状況

コンピテンシー案	教育の実施の有無		0学年進行中 回答数	コンピテンシー項目に関する意見		
	2実施している 回答数	%			1実施していない 回答数	%
<b>I 教員としての養護教諭の実践を支える基本的能力</b>						
1 養護教諭の専門性と基本的職務を説明することができる	38	100.0	0	0.0	5	
2 学校教育の理念と学校保健の目標を説明することができる	39	100.0	0	0.0	4	
3 学校経営方針および組織の経営方針を設定する意義を説明することができる	34	97.1	1	2.9	8	
4 学校保健の構造を説明することができる	37	97.4	1	2.6	5	
5 学校安全の構造を説明することができる	36	94.7	2	5.3	5	
6 学校経営計画、学校保健計画、学校安全計画、保健室経営計画の関係性を説明することができる	36	97.3	1	2.7	6	
7 保健室経営計画の立案、実施、評価の方法を説明することができる	37	97.4	1	2.6	5	
<b>II ヒューマンケアの基本に関する実践能力</b>						
8 子どもの権利を擁護する	37	94.9	2	5.1	4	
9 保護者の権利について説明することができる	29	76.3	9	23.7	5	義務を加える必要がある
10 子どもの自己実現を支援する	36	94.7	2	5.3	5	抽象的である
11 子どもや保護者が意思決定できるよう適切な情報提供をする	38	100.0	0	0.0	5	
12 子どもや保護者が健康課題に、主体的に取り組めるよう支援する	37	100.0	0	0.0	6	
13 実施した支援について根拠と意義を説明する	36	100.0	0	0.0	7	
14 子どもが家庭環境を把握して保護者との信頼関係を築く	34	97.1	1	2.9	8	
15 教職員・関係機関・関係職種間で相互に信頼できる関係を築く	37	100.0	0	0.0	6	
<b>III 根拠に基づき個別・集団への支援を計画的に実践する能力</b>						
16 健康管理や疾病管理に関する子ども(子ども達)の知識を把握する	37	97.4	1	2.6	5	
17 健康管理や疾病管理に関する保護者の知識を把握する	27	73.0	10	27.0	6	
18 家庭環境および保護者の教育力について把握する	30	81.1	7	18.9	6	
19 子どもたちがより良い健康状態を保つために必要な総合的支援計画を立案する	30	78.9	8	21.1	5	表現が大きすぎる
20 子ども(子ども達)の心身の健康状態を観察して、支援の優先順位を判断する	37	100.0	0	0.0	6	
21 看護学、教育学、医学、疫学、保健学、心理学などの知識を基盤にして保健指導を行う	37	100.0	1	0.0	6	
22 保護者の健康状態や地域実態に適した健康教育を計画、実施、評価する	29	80.6	7	19.4	7	
23 支援に対する子ども(子ども達)や保護者の反応を把握し、PDCAサイクルを展開する	32	84.2	6	15.8	5	
24 子ども(子ども達)の自己肯定感を育む	38	97.4	1	2.6	4	
25 子ども(子ども達)の発達段階に応じた心身の発達を促す支援を行う	37	97.4	1	2.6	5	
26 発達段階に応じたセルフケア能力を育成する	38	100.0	0	0.0	5	
27 子ども、保護者、教職員が活用できる社会資源や協働できる機関・人材について情報提供をする	35	92.1	3	7.9	5	
28 学校周辺の地域性、文化、教育・医療環境を把握して支援に活かす	33	91.7	3	8.3	7	
29 子ども(子ども達)の支援と、保護者の支援を必要時関連させて支援計画を立案する	29	78.4	8	21.6	6	
<b>IV 特定の健康課題に対応する実践能力</b>						
30 生活習慣の確立に向けて、保護者を通して子ども(子ども達)への働きかけをする	32	88.9	4	11.1	7	
31 子どもが、自らの健康課題を認識し、主体的に取り組めているかどうかを把握する	35	92.1	3	7.9	5	
32 保護者が、子どもの健康課題を認識し、主体的に取り組めているかどうかを把握する	23	65.7	12	34.3	8	
33 経時的な客観的・主観的データを分析して健康課題を把握する	35	94.6	2	5.4	6	
34 子ども(子ども達)の健康課題を明確にし、適切な保健教育を計画、実施、評価をする	36	97.3	1	2.7	6	
35 子ども、保護者が、自らの健康課題に主体的に参画できるよう機会・場・方法を提供する	32	91.4	3	8.6	8	
36 事故や感染症の対策および予防策を学校保健組織で講じる	36	94.7	2	5.3	5	
37 緊急時に症状を冷静に判断し、緊急度をアセスメントし、必要な行動をとる	37	97.4	1	2.6	5	
38 救急時には教職員間で連携して対応できるよう、リーダーとして適切に指示する	34	89.5	4	10.5	5	
39 特別支援教育の意義と生じている課題を理解して、必要時コーディネーターの役割を果たすことができる	34	89.5	4	10.5	5	
40 家族の習慣や生活に合わせた支援を行う	28	77.8	8	22.2	7	
41 子どもや保護者の自己管理を支援する	32	86.5	5	13.5	6	到達度は子供は3・4でも保護者が入ると1になる
42 子どもや家族の意向を確認しながら、学習活動を維持するための支援を行う	32	86.5	5	13.5	6	到達度は子供は3・4でも保護者が入ると1になる
43 医療機関と連携を取り、学校で安全に安心して過ごせるよう、支援する	38	100.0	0	0.0	5	
<b>V ケア環境とチーム体制整備に関する実践能力</b>						
44 子ども(子ども達)の健康状態の向上をめざして、教職員の支援能力の向上に寄与する	35	92.1	3	7.9	5	
45 校内組織を活用し、チームで支援する体制を整備する	38	100.0	0	0.0	5	
46 支援目的に応じて、校外組織や社会資源を活用する	37	100.0	0	0.0	6	
47 学校内で医療的ケアが安全に実施できる環境を整える	33	89.2	4	10.8	6	
48 虐待やいじめの疑いがある子どもに対して教職員と連携し、安全に配慮しながら支援する	37	100.0	0	0.0	6	
49 校内支援システムの構築に向けて、校内外の教職員・関係者と協議・調整を行う	34	89.5	4	10.5	5	
50 支援や対策の実施に向けて、教職員や関係機関と協働し、活動内容と人材の調整(配置・確保等)を提案する	27	71.1	11	28.9	5	
51 学校管理下での事故に関して、適切な事後措置を行うと共に予防対策を講ずる。	37	97.4	1	2.6	5	
52 特別な教育ニーズを持つ子どもへの心身の健康管理面での支援を行う	38	100.0	0	0.0	5	
<b>VI 専門職者として研鑽し続ける基本能力</b>						
53 教育研究などに参画し、養護教諭としての専門能力の向上に努める	34	91.9	3	8.1	6	
54 養護教諭の実践に求められる知識・技術に関して、自己研鑽をし、高い実践能力をめざす	36	97.3	1	2.7	6	

6) 現時点での看護系大学で育成する養護教諭のコンピテンシー

「32. 保護者が子どもの健康課題を認識し、主体的に取り組んでいるかどうかを把握する」は妥当性では4より3の割合が高かったこと、教育の実施状況においても実施していないという回答が12件あったことより、現時点の案からは削除した。また、9に保護者の義務も加えた。

表6 平成28年3月時点の「看護系大学で育成する養護教諭のコンピテンシー」

\* 4.単独でできる 3.指導の下で実施できる 2.学内演習などで実施できる 1.知識としてわかる

看護系大学で育成する養護教諭のコンピテンシー	卒業時点の到達度
<b>I 教員としての養護教諭の実践を支える基本的能力</b>	
1 養護教諭の専門性と基本的職務を説明することができる	4
2 学校教育の理念と学校保健の目標を説明することができる	4
3 学校経営方針および組織の経営方針を設定する意義を説明することができる	3
4 学校保健の構造を説明することができる	4
5 学校安全の構造を説明することができる	4
6 学校経営計画、学校保健計画、学校安全計画、保健室経営計画の関係を説明することができる	4
7 保健室経営計画の立案、実施、評価の方法を説明することができる	4
<b>II ヒューマンケアの基本に関する実践能力</b>	
8 子どもの権利を擁護する	4
9 保護者の権利と義務について説明することができる	3
10 子どもの自己実現を支援する	3
11 子どもや保護者が意思決定できるような適切な情報提供をする	3
12 子どもや保護者が健康課題に、主体的に取り組めるよう支援する	3
13 実施した支援について根拠と意義を説明する	3
14 子どもの家庭環境を把握して保護者との信頼関係を築く	1
15 教職員・関係機関・関係職種間で相互に信頼できる関係を築く	3
<b>III 根拠に基づき個別・集団への支援を計画的に実践する能力</b>	
16 健康管理や疾病管理に関する子ども(子ども達)の知識を把握する	4
17 健康管理や疾病管理に関する保護者の知識を把握する	3
18 家庭環境および保護者の教育力について把握する	1
19 子どもたちがより良い健康状態を保つために必要な総合的支援計画を立案する	3
20 子ども(子ども達)の心身の健康状態を観察して、支援の優先順位を判断する	4
21 看護学、教育学、医学、疫学、保健学、心理学などの知識を基盤にして保健指導を行う	3
22 保護者の健康状態や地域実態に適した健康教育を計画、実施、評価する	3
23 支援に対する子ども(子ども達)や保護者の反応を把握し、PDCAサイクルを展開する	3
24 子ども(子ども達)の自己肯定感を育む	3
25 子ども(子ども達)の発達段階に応じた心身の発達を促す支援を行う	3
26 発達段階に応じたセルフケア能力を育成する	3
27 子ども、保護者、教職員が活用できる社会資源や協働できる機関・人材について情報提供をする	1
28 学校周辺の地域性、文化、教育・医療環境を把握して支援に活かす	3
29 子ども(子ども達)の支援と、保護者の支援を必要時間連立させて支援計画を立案する	1
<b>IV 特定の健康課題に対応する実践能力</b>	
30 生活習慣の確立に向けて、保護者を通して子ども(子ども達)への働きかけをする	3
31 子どもが、自らの健康課題を認識し、主体的に取り組んでいるかどうかを把握する	4
32 経時的な客観的・主観的データを分析して健康課題を把握する	3
33 子ども(子ども達)の健康課題を明確にし、適切な保健教育を計画、実施、評価をする	3
34 子ども・保護者が、自らの健康課題に主体的に参画できるような機会・場・方法を提供する	1
35 事故や感染症の対策および予防策を学校保健組織で講じる	3
36 緊急時に症状を冷静に判断し、緊急度をアセスメントし、必要な行動をとる	4
37 救急時には教職員間で連携して対応できるよう、リーダーとして適切に指示する	2
38 特別支援教育の意義と生じている課題を理解して、必要時コーディネーターの役割を果たすことができる	1
39 家族の習慣や生活に合わせた支援を行う	1
40 子どもや保護者の自己管理を支援する	3
41 子どもや家族の意向を確認しながら、学習活動を維持するための支援を行う	3
42 医療機関と連携を取り、学校で安全に安心して過ごせるよう、支援する	3
<b>V ケア環境とチーム体制整備に関する実践能力</b>	
43 子どもの健康状態の向上をめざして、教職員の支援能力の向上に寄与する	1
44 校内組織を活用し、チームで支援する体制を整備する	1
45 支援目的に応じて、校外組織や社会資源を活用する	1
46 学校内で医療的ケアが安全に実施できる環境を整える	1
47 虐待やいじめの疑いがある子どもに対して教職員と連携し、安全に配慮しながら支援する	3
48 校内支援システムの構築に向けて、校内外の教職員・関係者と協議・調整を行う	1
49 支援や対策の実施に向けて、教職員や関係機関と協働し、活動内容と人材の調整(配置・確保等)を提案する	1
50 学校管理下での事故に関して、適切な事後措置を行うと共に予防対策を講ずる。	3
51 特別な教育ニーズを持つ子どもへの心身の健康管理面での支援を行う	3
<b>VI 専門職者として研鑽し続ける基本能力</b>	
52 教育研究などに参画し、養護教諭としての専門能力の向上に努める	1
53 養護教諭の実践に求められる知識・技術に関して、自己研鑽をし、高い実践能力をめざす	4

文部科学省中央教育審議会

「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」

～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～へのパブリックコメント

一般社団法人日本看護系大学協議会

養護教諭養成教育検討委員会

平成 27 年 11 月 13 日

1. 本答申案の教員の範囲についての記載（全体）

1 頁の 4 段落目に「本答申において対象としている教員は、公教育を担う教員全体である。」と記載していただいていることより、本答申案に養護教諭や栄養教諭が含まれることは理解できる。

できれば、「本答申において対象としている教員は、公教育を担う教員全体である（教育公務員特例法第二条 2 項）」と明記していただきたい。

2. これからの時代の教員に求められる資質能力：「チームとしての学校」像のイメージ図

本答申案の 11 頁に「「チームとしての学校」像（イメージ）【中央教育審議会初等中等教育分科会 チームとしての学校・教職員の在り方に関する作業部会資料】が記載されている。右端の「チームとしての学校」の図の中に 5 人の教諭が描かれているが、その内の一つを養護教諭としていただきたい。

養護教諭を記載していただきたい理由は下記の通りである。

- ①小学校・中学校の養護教諭は必置である。また、ほとんどの高等学校に配置されている。
- ②学校保健安全法において、養護教諭は、学校保健活動の中核的役割を果たしていることが明記されている。
- ③現在、検討されている「不登校児童生徒への支援に関する（中間報告）」においても 13 頁に、不登校対策に対して中心的かつコーディネーター的な役割を果たす教員として具体的に養護教諭が明記されている。

養護教諭の名称を記載することで、現在及び将来あるべき学校内の業務体制を明確にすることに役立つと考えられる。

3. （1）教員研修に関する改革の具体的な方向性：「法定研修である初任者研修、十年経験者研修」について

本答申案の 12 頁に「法定研修である初任者研修、十年経験者研修については、実施状況や教育委員会・学校現場のニーズを把握し、制度や運用の見直しを図ることが必要である。」と、記載されている。

現時点では、養護教諭については、初任者研修の対象に含まれていない。実態として、

新規採用者に対しては、現代的課題への対応や個々の事例に対応できる能力を身に付けるための基礎研修及び専門研修をおおむね 27 日間実施している状況である。一方、教諭の初任者は指導教員の指導・助言による校内研修（週 2 日・年間 60 日程度）が課されている。両者の状況と比較すると、大きな差が生じている。また、十年目研究においても養護教諭への実施には差が生じている。

そこで、問題の現状把握に関する記載に下記のように追記をしていただきたい。

「法定研修である初任者研修、十年経験者研修については、実施状況や教育委員会・学校現場のニーズを把握し、制度や運用の見直しを図ることが必要である。また、養護教諭を含めた教員全員に等しく受講機会が与えられるようにする必要がある。」

#### 4. 教員育成の高度化を図るための専修免許状の取得促進方策について

本答申案 20 頁に上記標題の記載があり、本協議会としても大いに賛成をする。

しかしながら、養護教諭は 1 校に 1 人の配置が多く、救急に対応する必要性から学校を空けることが困難であり、大学院での学習機会の障害となっている（平成 25 年度教員免許状授与件数等調査結果では、専修免許状取得は、小学校 5.9%、中学校 9.7%、高校 9.8%、養護教諭 2.5%で養護教諭の取得率が一番低い）。そこで、「より多くの教員が専修免許を取得できるよう、人員配置を含めた促進方策を取ることと」記載していただきたい。

#### 5. 「継続的な研修の推進」

本答申案 21-23 頁にかけて、校内研修の強化及びミドルリーダーの養成をうたっている。これらの方針には基本的に賛成である。

しかしながら、養護教諭は 1 校に 1 人の配置が多く、また小・中・高等学校など異なる学校種で勤務することもあるため、校内研修だけでは十分に育成されない可能性がある。近隣の学校では同様の環境問題や健康問題があることが多く、地域単位で養護教諭のミドルリーダーを育成し、子どもの成長過程に応じた教育的指導ができる養護教諭を養成していくことが必要である。また、地域単位でミドルリーダーを養成する場合は養護教諭の養成大学や保健所、発達障害児の療育に当たる療育・福祉機関との連携を行うことが必要である。

そこで、23 頁の○のいちばん最後に「養護教諭など、地域単位にミドルリーダーが育成されることが効果的と考えられる場合もある。また、学校内外で行う研修においては地域の保健・医療・福祉機関や大学などの活用を積極的に図る必要がある。」と記載していただきたい。

#### 6. 「教員養成に関する改革の具体的な方向性」

報告書 33-36 頁にかけて記載されている、下記に賛同する

①教員免許状の取得に必要な単位数は増加させないことを前提として、新たな教育課題に

対応できるよう教職課程の内容を精選・重点化する。

②大学における養成の原則及び開放制の原則を維持することを前提とするものである。

③インターンシップは教職課程で義務化するのではなく、各大学の判断により教職課程に位置付けられることとする。

しかしながら、別紙として添付されている教員養成課程の「見直しのイメージ」には養護教諭の養成課程のイメージは記載されていない。学校では、養護教諭が不登校・虐待をはじめとした社会の変化に応じた健康課題や子どものアレルギーやメンタルヘルス、新興感染症を含めた健康危機管理に関する問題に対応している。この機会に養護教諭の養成課程も見直していただき、現代的な課題に対応できる養護教諭養成課程としていただきたい。

#### 7. 「教職課程担当教員の資質能力の向上等」について

本答申案の 41 頁には、「特に、教職大学院や教員養成大学・学部においては、教員養成に資する「教科に関する科目」の取組を充実させることが重要である。このため、他学部等と連携し、高度かつ最新の専門的知見に基づく科目を開設すること」とある。

養護教諭の場合は「養護に関する科目」を担当する教員の中には養護教諭免許を持つ教員が含まれることが必要であると共に、現場の学校や療育機関、保健医療機関との連携も重要である。

そこで、このため以降に「このため、他学部等や教育現場、関係機関と密に連携し、高度かつ最新の専門的知見に基づく科目を開設することや」と記載していただきたい。また教員養成を担当する専任教員の中に、当該教員免許および実務経験を有する教員がいることを明記していただきたい。

#### 8. 「教員育成指標の策定」について

本答申案の 53 頁に「望ましい研修の在り方や実施されるべき事項を国が参考に提示することや、国の整備指針を踏まえ、大学が教職課程を編成するに当たり参考とする指針（教職課程コアカリキュラム）を関係者が共同で作成することで、教員の養成、研修を通じた教員育成における全国的な水準の確保を行っていくことが必要である。」とある。この方針に基本的に賛成である。

上記について、養護教諭の継続教育や養成課程のコアカリキュラムもぜひ検討していただきたい。また、養護教諭の養成に当たっては日本看護系大学協議会養護教諭養成教育検討委員会を含め、養護教諭養成のカリキュラムを検討している実績のある日本養護教諭養成大学協議会、日本教育大学協議会、日本養護教諭教育学会等の各機関より広く意見を聴取していただきたい。

# 選挙管理委員会



## 「選挙管理委員会」

### 1. 構成員

#### 1) 委員

委員長 春山 早苗（自治医科大学）  
副委員長 千田 みゆき（埼玉医科大学）  
委員 石井 邦子（千葉県立保健医療大学）  
神田 清子（群馬大学）  
菅原 京子（山形県立保健医療大学）  
業務担当理事  
宮崎 美砂子（千葉大学）

#### 2) 協力者

立会人 上野 昌江（大阪府立大学）  
遠藤 俊子（京都橘大学）

### 2. 趣旨

一般社団法人日本看護系大学協議会定款施行規則第 2 条の役員選出規定にもとづき、平成 28 年度～平成 29 年度の本協議会理事および監事を、平成 28 年度社員総会において選出できるように活動を行う。

### 3. 活動経過

平成 28 年度は役員改正年度であるため、本協議会に平成 27 年 11 月に選挙管理委員会が設置され、計 4 回の委員会を開催し、以下の活動を行った。

- 1) 理事および監事の選挙日程の立案と関係書類の整備・確認
- 2) 選挙人名簿及び被選挙人名簿の作成
- 3) 理事および監事の選挙関係書類の整備・確認
- 4) 選挙公示、投票用紙の発送
- 5) 開票および開票の管理
- 6) 投票の有効、無効の判定
- 7) 選挙終了後、10 名の理事候補者と次点者 4 名、2 名の監事候補者と次点者 2 名の決定と理事会への結果報告



# 将来構想検討プロジェクト



## 「将来構想検討プロジェクト」

### 1. 構成員

#### 1) 委員

高田早苗（委員長、日本赤十字看護大学）、上泉和子（青森県立保健大学）、宮崎美砂子（千葉大学）  
岡谷恵子（東京医科大学）、野嶋佐由美（高知県立大学）、石橋みゆき（千葉大学）

#### 2) オブザーバー

斉藤しのぶ（文部科学省高等教育局）

### 2. 趣旨

本協議会は1975年に看護学士教育を担っていた6大学の有志により発足し、今年40年を迎えた。2010年に一般社団法人となり、その活動は加盟校の情報交換や発展に資するというにとどまらず、より社会的な使命を帯びるものとなっている。会員校は、学士教育機関であると同時に看護職者の養成という使命を共有しており、本会の目的である『看護学高等教育機関相互の連携と協力によって、看護学教育の充実・発展及び学術研究の水準の向上を図り、もって人々の健康と福祉へ貢献すること』（定款第2条）にむけて継続的な努力が求められている。

この間の看護系大学の急増は、看護基礎教育を大学教育にという願いの実現に向かう喜ばしいことである一方で、教員の慢性的不足状況の深刻化など教育の質にかかわる問題への懸念が強まる事態につながっている。さらに、超高齢社会への対応、高等教育改革への対応など本協議会のあり方も見直しが迫られている。

そこで、1年間の任期で将来構想検討プロジェクトをもち、本協議会の中期的課題の明確化と進めるべき事業について検討することとした。

プロジェクトへの諮問事項は、以下の3点である。

- ①取り組むべき優先順位の高い課題
- ②会員校の数の増加を、本協議会のパワーアップにつなげる方策
- ③組織基盤強化

### 3. 活動経過

3回の会議をもった。1回目に代表理事（委員長）から趣旨と諮問事項についての説明を行い、自由討議から始めた。5年前のコア・コンピテンシー作成以降の各大学における取り組み、協議会としての検証について、高等教育・保健医療福祉等の政策面での変化の加速化と対応、本協議会組織として数的増加に見合う組織対応等の議論を経て、以下の方向性を確認した。

- ① 本協議会として取り組むべき優先順位の高い課題

\*コア・カリキュラムの策定と普及

コア・コンピテンシーから5年経過していること、地域包括ケアの実現に向けた看護基礎教育の改変の必要性があること、教員や実習施設確保、カリキュラム構築等に困難を抱えた会員校が少なく

ないと予想されること等を考え併せ、コア・カリキュラムの作成を進める。ただし、内容列挙にとどまらず、方法の例を加えるなどの工夫をする。コア・カリキュラムの作成また、そのプロセスにおいて、会員校を巻き込む地区別等の検討会を企画し、これらを通して会員校の底上げをはかる。

\*本協議会にカリキュラム作成、教育方法の工夫等に関する相談機能をおく

新たな看護学科等の設置、既設大学の3ポリシーの策定とカリキュラム構築、看護学教育に関連するFDの実施等に関する相談機能をおき、会員校等への相談サービスを実施していく。

\*分野別評価・質保証を行う機構の設置を急ぐ

昨年度の総会で可決されているが、その後設置に向けた具体的動きが見えないのは問題であり、機構設置準備委員会を早急に立ち上げ、可能な限り早い時期に設置することが重要である。コア・カリキュラムと分野別質保証は、専門職教育に不可欠とみなされてきており、看護学教育における遅れは許されない状況にある。

②会員校の数の増加を、本協議会のパワーアップにつなげる方策

③組織基盤強化の方策 (②、③については併せて述べる)

\*JANPUの目的は、看護系大学全体の質の向上、看護系大学全体の発展にあり、そのための仕組みをつくっていくことが重要となる。そのひとつとして、社員すなわち各大学の学長・学部長・学科長等のアカデミックアドミニストレーションを強化する方策をとる。

\*会員校の声を聞く、会員校の意見を反映させる仕組みとして、ブロック、地区活動を促進する方策を具体化していく。また、各大学の関心のあり方やもっている教育プログラム等により、地区をベースに加えて部会あるいはプロジェクトをもつなど、柔軟な組織体を構築する必要があるのではないか。

\*変化の著しい時代の中で、本協議会がこのような活動体となり貢献できる団体となるためには、別紙に示すような役割を果たす常任の理事をおく必要がある。

\*会費の値上げは既に検討に入っているが、他団体との協力なども視野に入れ、一層の効率的運営、経費削減に努めたうえで、値上げ幅を抑えることが望ましい。

#### 4. 今後の課題

2年ごとの役員交代の中で、これらの喫緊の課題を以下に達成していくか、難しいところもあるが、情報発信機能を強化するなどして会員校との協力を強化して乗り越えていけるかにかかっている。

#### 5. 資料

「常任理事について」(平成27年度第6回理事会資料より)

平成 28 年 3 月 25 日（金）

## 常任理事について

### 1) 常任理事とは

常任理事とは、理事のうち本会を主たる勤務地とする常勤理事を言う。  
常任理事は、代表理事による指名によって選出し、理事会の承認を得る。  
常任理事には、理事報酬および交通費を支給する。

### 2) 常任理事の職務内容

- ① 代表理事を補佐し、理事会の議決に基づき、業務を掌理し、総会の議決した事項を処理する。
- ② 各委員会の事業活動を日常的に掌握しながら、代表理事への情報伝達、役員間の連絡調整、事務局の指導を行う。
- ③ 代表理事および理事の行う日常事務を補佐する。
- ④ 代表理事から委嘱された特命事項を処理する。
- ⑤ 関係省庁、他団体や関係機関等との連絡・調整等を行う。
- ⑥ 法人の活動に関する情報を幅広く収集し、代表理事および理事会に報告する。
- ⑦ 会員校との連携、調整、相談に係る事項を処理する。
- ⑧ 代表理事・副代表理事と協議し、緊急または適宜に対応すべき声明、意見書、要望書等の作成を行う。

以上



# 40周年記念事業プロジェクト



## 「日本看護系大学協議会 40 周年記念事業プロジェクト」

### 1. 構成員

#### 1) 委員

- ・委員長：上泉和子（青森県立保健大学）
- ・委員：高田早苗（日本赤十字看護大学）、岡谷恵子（東京医科大学）、宮崎美砂子（千葉大学）  
鈴木祐子（東京医科大学）、荒木田美香子（国際医療福祉大学）、  
川原由佳里（日本赤十字看護大学）、春日広美（東京医科大学）、  
佐藤潤（東京医療保健大学）、小池祥太郎（青森県立保健大学）、  
木村ゆかり（青森県立保健大学）

### 2. 趣旨

日本看護系大学協議会発足から 40 周年を迎えたことを記念し、またその足跡を後世に伝え、看護系大学のさらなる発展をめざして 40 周年記念事業を行う。

### 3. 活動経過

- 1) 日本看護系大学協議会 40 周年記念式典“JANPU 40 年の歩み、そして未来へ”を開催した。

期日：平成 28 年 1 月 30 日（土）13:00～15:45

会場：日本赤十字看護大学広尾ホール（600 人収容）

プログラム：

1. 記念式典

功労者 17 名、特別功労者 3 名、功労者（故人）3 名に対して、感謝状を授与した。

2. JANPU40 年の歩み紹介

3. JANPU40 周年特別鼎談

テーマ：“JANPU40 年の歩み、そして未来へ” ⇒ “看護学教育 現代そして未来へ”

鼎談者：南 裕子氏（高知県立大学学長）

古在 豊樹氏（NPO 法人植物工場研究会理事長）

潮谷 義子氏（日本社会事業大学理事長）

4. 40 周年記念パーティー

日時：平成 28 年 1 月 30 日（土）16:00～17:30

会場：日本赤十字看護大学広尾キャンパス内 学生ホール

- 2) JANPU40 周年記念アーカイブの作成

内容は、40 年の歩み（年表）、CNS 教育・人材確保・地域貢献・看護教育の質向上など JANPU が尽力した特筆すべき事業の紹介、法人化や事務所の設立などを含めた JANPU 組織体制の変容、発足に関わった方からなどからの特別寄稿、看護系大学数や大学院数などの数値データ、JANPU40 周年記念特別鼎談の様子も含めたものとする。平成 28 年 6 月末の完成を目処に作成中。



# 平成 27 年度事業活動概略



平成 27 年度日本看護系大学協議会活動内容

	事業活動名	代表・分掌者	内 容
常 設 委 員 会	高等教育行政対策委員会	上泉 和子	<p>1) 看護の高等教育に係る社会情勢の動きを迅速に捉え、下記の課題について審議し、見解等を議論し、随時その結果を会員に情報提供した。</p> <p>①公立大学協会・看護保健医療部会からの依頼による、専門看護師教育課程の大学間連携、単位互換制度について</p> <p>②大学院博士号授与について、満期退学者への博士号授与は不適切とする旨の通達があり、大学院課程を持っている大学の責任者に注意喚起の手紙を出すこととした。</p> <p>③「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の在り方について」、継続して注視することとし、必要に応じて JANPU がどのようなスタンスでこの件に対応していくか、明らかにたうえて、JANPU からの見解を述べていくこととする。</p> <p>④実習におけるアカデミック・ハラスメントに関する JANPU の対応についての要望については、会員校に防止策を伝達するとともに、当該機関に JANPU の対応を報告した。</p> <p>⑤母性看護学実習及び小児看護学実習における臨地実習について（厚労省看護課通達）について、厚労省看護課等、必要な団体、機関等に対して JANPU からメッセージ（文書）を提出していくこととする。</p> <p>⑥その他准看護師教育移行教育等の情報交換を行った。</p> <p>2) Academic Administration に関する課題については、検討の方向性を確認し、具体的な活動は次年度の検討事項として持ち越す。</p> <p>3) 平成 27 年度文部科学省 大学における医療人養成の在り方に関する調査・研究委託事業、「看護師等の卒業時到達目標等に関する調査・研究」について、プロジェクト委員会を設置して実施した。</p>
	看護学教育質向上委員会	村嶋 幸代	<p>平成26年より「看護系大学における‘地域志向のケア’教育強化」を主題に据えて調査を実施しており、今年度は全会員校の「‘地域志向のケア’教育強化に向けた取り組み」の実態を把握するため、質問紙調査を実施した。</p> <p>141 校から回答（回答率 57.3%）があり、①地域志向のケア教育強化に向けた教育課程の変革、②地域志向のケア教育強化に向けた多様なフィールドの再構築と開拓、③地域志向のケア教育強化に向けた課題と必要な支援などについてまとめ、報告する予定である。</p>
	看護学教育評価検討委員会	北川 眞理子	<p>1. 大学院分野別評価基準案の作成と学士課程分野別評価基準案の継続検討</p> <p>2. 評価実施体制作り：分野別評価の評価組織体制の継続検討（機構が設立するまでの評価組織体制づくりに関する司法書士等への相談等を含む）</p>

平成 27 年度日本看護系大学協議会活動内容(続き)

	事業活動名	代表・分掌者	内 容
常 設 委 員 会	高度実践看護師教育課程認定委員会	山口 桂子 中村 伸枝	1. 高度実践看護師教育課程の審査及び認定を行い、申請大学院、日本看護協会、文部科学省、厚生労働省、各都道府県保健福祉部医療政策課へ認定結果を通知した。 2. 放射線看護分野の教育課程の特定審査を行った。 3. 高度実践看護師教育課程認定に関する申請希望大学院への情報発信および相談業務を実施した。 平成 28 年度版高度実践看護師教育課程基準・審査要項を作成した。また、「複数大学院の共同による高度実践看護師教育課程の設置」に関する説明について、高度実践看護師制度推進委員会と協力し、要項に掲載した。
	広報・出版委員会	荒木田美香子	「日本は優秀な看護職を必要としている 2015 年版」を作成し、高校に向けて送付希望を募る葉書を郵送し、動画の PR を行った。その際に送付希望高校より Web 調査による「高校が必要とする進学情報」等の意見を聴取した。ユニフォームの紹介から大学を紹介するというコンセプトのザ・データベース・オブ JANPU (DOJ) を開設し、HP に公開した。それに伴う「個人情報の使用承諾書」のひな型等を作成した。 看護系大学に特化した「ナースプラス+」という情報誌に代表理事のインタビューを掲載し、会員校に配布をして活用を依頼した。
	国際交流推進委員会	鈴木 志津枝	1. 第 19 回 EAFONS 開催に向けての準備支援 *第 19 回 EAFONS に関する情報を国内の看護系大学および海外の Executive Committee メンバーに提供。 *第 19 回 EAFONS の口演及びポスター抄録の査読者の募集と選定、海外参加者から講演発表時の座長の選定と依頼。 *各国の Executive Committee メンバーに対し、2 つのプレナリーセッションの発表者と座長を依頼し、承諾を得た。 *Executive Committee Meeting の開催日時、場所、議題に関して、シンガポールの Professor Karis Cheng と調整した。 2. Executive Committee Meeting への出席 *第 20 回 EAFONS 開催大学 (Hong Kong Polytechnic University、香港) 及び代表 (Professor Alex Molasiotis) が決定 3. 第 19 回 EAFONS 開催時の支援活動 *国際交流推委員会の委員 3 名が、EAFONS の運営協力するために、プレナリーセッションの座長や教育講演の座長、大学院生交流会のファシリテーター、実行委員等の役割を担った。
	19th EAFONS開催委員会 (※)	宮崎 美砂子	東アジア看護学研究者フォーラム (EAFONS) を 7 年ぶりに日本で開催した。日本看護系大学協議会が主催者となり、国際交流推進委員会と会員校千葉大学が開催大学として連携協働する体制の下、Leadership Challenges for Advancing Doctoral Education in Nursing をメインテーマとし、2016 年 3 月 14-15 日、千葉市幕張メッセ国際会議場にて開催した。EAFONS 加盟国を含む 12 か国から 1,002 名の参加者があり、基調講演、教育講演、プレナリーセッション 2 題、口演発表 100、ポスター発表 543、大学院生主催プログラム、大学院生交流会、懇親会、ポスター賞授与式を行った。

平成 27 年度日本看護系大学協議会活動内容(続き)

	事業活動名	代表・分掌者	内 容
常 設 委 員 会	データベース委員会	川口 孝泰	実態調査から7年目を向かえ、看護系大学教育において課題とされるハラスメントやコンプライアンス、実習施設との関係や臨床看護教授制度などの質問に加え、保健師、助産師教育に関する新たな調査項目を設けた。回収率も高く、結果も非常に興味深いものとなっている。データベースとして各会員校にとって役立つような回答が得られたと考えられる。
	災害支援対策委員会	佐伯 由香	第17回日本災害看護学会(仙台)学会企画「組織における災害の備え(教育、研修、訓練)と今後の活動」において、日本看護系大学協議会の取組みを紹介した。 「防災マニュアル指針2013」を見直し、改訂した。
臨 時 委 員 会	高度実践看護師制度推進委員会	高見沢恵美子	1. 日本看護協会・NP教育大学院協議会との調整 1) 日本看護協会及びNP教育大学院協議会と、プライマリケアナースプラクティショナーの定義・必要な能力等について話し合った(平成27年7月7日)。 2. 複数大学院の協働による高度実践看護師教育課程申請・審査の検討 1) 複数大学院の協働による高度実践看護師教育課程の申請は、共同大学院、連合大学院、連携大学院とした。 2) 複数大学院の協働による申請を可能にするため、高度実践看護師教育課程審査基準案、申請手続き案等を作成した。 高度実践看護師教育課程認定委員会及び理事会に、複数大学院の協働による申請の案を提案し承認を得て、3月27日開催の平成28年度高度実践看護師教育課程申請に向けた説明会で説明をした。
	養護教諭養成教育検討委員会	荒木田美香子	・平成27年12月14日にJANPUの養護教諭養成大学を対象にワークショップを行った。参加者数69名(養護教諭1種免許課程を保有する78大中60大学の参加)であった。 ・平成26年度に作成した養護教諭のコンピテンシー案(一次)を見直した。さらに、養護教諭のコンピテンシー案(二次)についてWeb調査により会員校の意見を聴取した(43大学回答:回収率55.1%) (平成28年3月実施) ・中央教育審議会答申案「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」へのパブリックコメントを提出した。最終答申では養護教諭に関する記載の修正が見られた。 ・理事会に対し、養護教諭関係団体連絡会に関する情報提供を行った。
	選挙管理委員会	春山 早苗	平成28年度～平成29年度の本協議会理事および監事を平成28年度社員総会において選出できるように、役員選出規定にもとづき選挙を行い、理事候補者および監事候補者の選出を行った。

平成 27 年度日本看護系大学協議会活動内容(続き)

	事業活動名	代表・分掌者	内 容
臨時 委員 会	将来構想検討プロジェクト	高田 早苗	<p>看護系大学の急増は喜ばしい半面、教員の感性的不足等教育の質にかかわる問題も指摘されている。超高齢社会への対応、高等教育改革への対応など本協議会のあり方も見直しが迫られている。1年間の任期で将来構想プロジェクトをもち、検討した。以下の諮問事項に対する主な答申内容を示す。</p> <p>*本協議会としてとり組むべき優先順位の高い課題            コアカリキュラムの作成と普及を図る中で地区毎の検討会を企画し全体の底上げを図る、各大学への相談機能をおき、各大学への相談サービスを実施する、分野別評価・質保証を行う機構の設置準備委員会の立ち上げ。</p> <p>*会員校の数の増加を力につなげる方策・組織基盤の強化            社員のアカデミックアドミニストレーションを強化する方策をとる、会員校の声を反映させる仕組みとしてブロック・地区活動やテーマ部会などをおく、常任の理事をおき対応性を高める他団体との協力を視野に入れ、会費値上げ幅を抑える。</p>
	40周年記念事業プロジェクト	上泉 和子	<p>日本看護系大学協議会発足から 40 周年を迎えたことを記念し、またその足跡を後世に伝え、看護系大学のさらなる発展をめざして記念事業を行った。</p> <p>日本看護系大学協議会 40 周年記念講演会“JANPU40 年の歩み、そして未来へ”を平成 28 年 1 月 30 日(土)に、日本赤十字看護大学広尾ホールにて開催した。</p> <p>記念式典では、功労者 17 名、特別功労者 3 名、功労者(故人) 3 名に対して、感謝状を授与した。また、JANPU40 年の歩みの紹介、JANPU40 周年特別鼎談“看護学教育 現代そして未来へ”を開催した。</p> <p>他に、JANPU40 周年記念アーカイブを作成中である。</p>

※平成 6 年度～平成 26 年度までの活動内容については本協議会のホームページ参照。  
<http://www.janpu.or.jp/wp/wp-content/uploads/2016/05/H21-26Activities.pdf>

※19th EAFONS 開催委員会は臨時委員会。

定 款  
定款施行細則  
役員選出規程  
災害看護支援事業規程  
災害看護支援事業資金取扱規程



# 一般社団法人日本看護系大学協議会定款

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 本法人は、一般社団法人日本看護系大学協議会と称する。英文では、**Japan Association of Nursing Programs in Universities** と表示し、略称は「JANPU」とする。

### (目的)

第2条 本法人は、看護学高等教育機関相互の連携と協力によって、看護学教育の充実・発展及び学術研究の水準の向上を図り、もって人々の健康と福祉へ貢献することを目的とする。

### (事業)

第3条 本法人は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 看護学教育に関する調査研究
- (2) 看護学教育の質保証・向上
- (3) 高度実践看護師教育課程の推進
- (4) 看護学教育に関する政策提言
- (5) 看護学の社会への啓発活動
- (6) 看護学関連諸団体並びに国内外の諸機関との相互連携及び協力
- (7) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

### (主たる事務所の所在地)

第4条 本法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

### (公告方法)

第5条 本法人の公告は、電子公告の方法により行う。

2 本法人の公告は、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載する方法により行う。

### (機関)

第6条 本法人は、機関として社員総会、理事、監事及び理事会を置く。

## 第2章 社員

### (社員の資格)

第7条 本法人の目的に賛同し理事会で入会を認められた看護系大学（以下「会員校」という）の看護系学部・学科・専攻に所属し、各会員校から代表として推薦された看護学教育研究者1名を社員とする。

看護系大学とは、保健師、助産師、看護師の国家試験受験資格を取得させ得る4年制大学及び省庁大学校をいう。

### (入社)

第8条 本法人の社員となるには、理事会の承認を得なければならない。

### (会費)

第9条 本法人の会費は、社員が所属する会員校が負担するものとする。

2 会費の金額については、社員総会の議決により別に定める。

3 納入された会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

### (社員名簿)

第10条 本法人は、社員名簿を作成し、本法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 本法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所にあてて行うものとする。

### (退社)

第11条 社員は、次に掲げる事由に該当する場合は退社するものとする。

(1) 社員からの退社の申し出。ただし、退社の申し出は、1ヵ月前に退社届を提出するものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

(2) 社員の資格を喪失した時

(3) 除名

2 前項第3号の社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

## 第3章 社員総会

### (社員総会の決議事項)

第12条 社員総会は法令及び本定款に定める事項のほか、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準及び会費の金額
- (2) 社員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 各事業年度の決算報告
- (5) 定款の変更
- (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (7) 解散及び残余財産の処分

(招集)

- 第13条 本法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から4ヵ月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。
- 2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。
  - 3 社員総会を招集するには、開催日の1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

- 第14条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

- 第15条 社員総会の議長は、あらかじめ定めた代表理事がこれに当たる。ただし、その者に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

- 第16条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。
    - (1) 社員の除名
    - (2) 監事の解任
    - (3) 定款の変更
    - (4) 解散
    - (5) その他法令で定められた事項

(社員総会の決議の省略)

第17条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第18条 やむを得ない理由で社員総会に出席できない社員は、その議決権を他の社員又は会員校の看護学教育研究者を代理人として、議決権を行使することができる。

ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び議事録署名人2名を選任して署名押印し10年間本法人の主たる事務所に備え置くものとする。

#### 第4章 理事、監事及び代表理事

(理事の員数)

第20条 本法人の理事の員数は、10人以上15人以内とする。

(監事員数)

第21条 本法人の監事の員数は、2人以内とする。

(理事及び監事の選任の方法)

第22条 本法人の理事及び監事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

第23条 本法人に代表理事1人を置き、理事会の決議によって選定する。

(理事及び監事の任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。また、再任を妨げないが、再任は1回を限度とする。

2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第25条 理事及び監事の報酬その他の職務執行の対価として本法人から受取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

## 第5章 理事会

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 各事業年度の事業計画及び収支予算の設定並びにその変更
- (4) 前各号に定めるもののほか、この法人業務執行の決定
- (5) 理事の職務の執行の監督
- (6) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は、代表理事がこれを招集し、開催日の5日前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第28条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第29条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、その者に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第30条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第31条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第32条 代表理事は、毎事業年度に、4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執

行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第33条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、代表理事及び監事が、これに署名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

## 第6章 委員会等

(委員会)

第34条 本法人に、その事業の円滑な遂行を図るため、委員会等を設けることができる。  
2 委員会等の設置及び運営に関する基本的事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

## 第7章 計算

(事業年度)

第35条 本法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業報告及び決算)

第36条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また従たる事務所に3年間備え置くものとする。

(剰余金)

第37条 本法人は、剰余金の配当は行わないものとする。

## 第8章 解散

(解散の事由)

第38条 本法人は、次に掲げる事由によって解散するものとする。

(1) 社員総会の決議

(2) 合併（合併により本法人が消滅する場合）

(3) 破産手続開始の決定

（剰余財産の帰属）

第39条 本法人が解散した場合に剰余財産がある場合には、社員総会の決議を経て、国または地方公共団体または公益社団法人に帰属させる。

## 第9章 附 則

（設立時社員の氏名及び住所）

第40条 本法人の設立時社員の住所及び氏名は、次のとおりである。

（住所）

（氏名）中山 洋子

（住所）

（氏名）野嶋 佐由美

（住所）

（氏名）小泉 美佐子

（住所）

（氏名）高橋 眞理

（住所）

（氏名）田村 やよひ

（住所）

（氏名）片田 範子

（住所）

（氏名）正木 治恵

（住所）

（氏名）リボウィッツ よし子

（住所）

（氏名）太田 喜久子

（住所）

（氏名）小島 操子

（住所）

（氏名）濱田 悦子

（設立時の役員）

第41条 本法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 中山 洋子

設立時理事 野嶋 佐由美

設立時理事 小泉 美佐子

設立時理事 高橋 眞理

設立時理事 田村 やよひ  
設立時理事 片田 範子  
設立時理事 正木 治恵  
設立時理事 リボウィッツ よし子  
設立時理事 太田 喜久子  
設立時監事 小島 操子  
設立時監事 濱田 悦子

設立時代表理事 中山洋子

(最初の事業年度)

第42条 本法人の最初の事業年度は、本法人成立の日から平成23年3月31日までとする。

(最初の主たる事務所の所在場所)

第43条 最初の主たる事務所は、東京都千代田区内神田二丁目11番5号 大澤ビル6階に置く。

(細則)

第44条 この定款施行についての細則は、理事会及び総会の議決を経て、別に定める。

(定款に定めのない事項)

第45条 この定款に定めのない事項については、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。

第46条 本法人設立日に旧会の名簿に登録されている会員校の代表は、本法人設立の効力発生をもって、定款第7条の定めに基づく本法人の社員とみなす。

附則 この規程は、平成22年6月25日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成24年6月18日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成25年7月1日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成27年2月16日から施行する。

## 一般社団法人日本看護系大学協議会 定款施行細則

この施行細則は、一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）定款第44条に基づき、本会の運営に必要な事項を定める。

（会費）

第1条 本会の会費は、定款第9条第2項にもとづき、1校につき年額150,000円とする。

2 会費の納入は、毎年5月末日までに本会に当該年度分を納入しなければならない。ただし新会員校の会費納入日はこの限りではない。

（役員を選出）

第2条 理事・監事（以下、「役員」という）の選出は、役員選出規程にもとづいて行う。

（役員の人数）

第3条 選挙で選ぶ候補者は、理事は10名、監事は2名とする。

2 代表理事は、社員の中から3名以内で理事候補者を指名することができる。

（役員の任期）

第4条 役員が任期中に会員校から代表として推薦された社員ではなくなった場合は、原則辞任するものし、役員選出選挙において次点の者から順に選任する。

2 前項にかかわらず、役員交代の事業年度に限り定時社員総会までは役員を継続することができる。

（委員会の設置）

第5条 本会の円滑な遂行を図るため、定款第34条第2項にもとづき、本会に常設委員会と臨時委員会を置く。

（常設委員会）

第6条 本会に次の常設委員会を置く。

- (1) 高等教育行政対策委員会
- (2) 看護学教育質向上委員会
- (3) 看護学教育評価検討委員会
- (4) 高度実践看護師教育課程認定委員会
- (5) 広報・出版委員会
- (6) 国際交流推進委員会

(7) データベース委員会

(8) 災害支援対策委員会

(臨時委員会)

第7条 臨時委員会の設置・配置等については、理事会で決定する。

2 臨時委員会の構成等は、原則として常設委員会に準ずる。

3 役員選挙を必要とする該当年次に選挙管理委員会を設置する。

(定款施行細則の改正)

第8条 定款施行細則の改正は、社員総会の決議により行う。

附則 この細則は、平成22年12月24日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成26年6月16日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成27年2月16日から施行する。

## 一般社団法人日本看護系大学協議会 役員選出規程

この規程は、一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）定款第22条及び定款施行細則第2条に基づき、理事・監事（以下、「役員」という）の選出に必要な事項を定める。

（選挙人）

第1条 選挙人は、役員選挙の告示までに認められた会員校の社員とする。

（被選挙人）

第2条 被選挙人は、役員選挙の告示までに会員校として認められた大学の社員で、当該年度までに2期続けて役員を務めた社員と2期続けて役員を輩出した会員校の社員以外とする。

（理事の選出）

第3条 理事の選出は、選挙人である社員1名につき、理事候補者5名の無記名投票とする。

（監事の選出）

第4条 監事の選出は、選挙人である社員1名につき、監事候補者1名の無記名投票とする。

（選挙の公示）

第5条 選挙管理委員会は、理事会で決定された選出すべき役員及び次点者の数を確認し、日程を定め社員へ告示する。

（選挙人及び被選挙人名簿）

第6条 選挙管理委員会は、選挙人及び被選挙人を確認し、選挙人名簿及び被選挙人名簿を作成し、理事会の承認を得る。

（投票用紙と被選挙人名簿）

第7条 選挙管理委員会は、投票用紙と被選挙人名簿を、選挙人に郵送し、郵便による投票を行う。

- (1) 郵送用封筒には、投票用紙入り封筒（内封筒）1枚と返送用封筒（外封筒）1枚が含まれる。
- (2) 投票用紙入り封筒（内封筒）は無記名封印したものとする。
- (3) 返信用封筒（外封筒）には選挙人住所・氏名欄を記載する。

（開票立会人）

第8条 開票は選挙管理委員会の管理下に行う。

- 2 開票の際には、立会人2名を置く。
- 3 立会人は、選挙管理委員会委員長が委員以外の社員から選出する。

(無効投票)

第9条 次の投票については、無効とする。

- (1) 正規の投票用紙及び封筒を用いないもの
- (2) 返信用封筒（外封筒）に記名のないもの
- (3) 返信用封筒（外封筒）の記名が選挙人でないもの
- (4) 被選挙権を有しない者に投票したもの
- (5) 定められた人数を超えて投票したもの
- (6) 投票期限を過ぎてから到着したもの
- (7) 記載あるいは表示されたものから判断不可能なもの
- (8) その他定款並びに本規程に反するもの

(選挙による役員候補者の決定)

第10条 役員候補者の決定は次の方法による。

- (1) 選挙において有効な投票数の多い順に理事及び監事を選出する。
- (2) 同数の有効投票を得た者については、抽選により決定する。
- (3) 理事、監事の両方に選出された者は、得票数の多いほうの役員候補者として選出し、理事、監事の両方に同数の得票を得た者は、理事候補者として選出する。
- (4) 選挙管理委員会は、投票の結果、理事及び監事候補者が決定したときは、選出された社員にその旨を通知し、その承諾を得る。
- (5) 選出された者が辞退したときは、次点の者から順に繰り上げることとする。
- (6) 選挙管理委員会は、役員候補者名簿及び次点者名簿を作成し、開票結果とともに理事会に報告する。

(指名理事候補者の選出)

第11条 代表理事は、本協議会運営の円滑化を目的として、第10条の規定により選出された役員候補者とは別に社員の中から3名以内で理事候補を指名することができる。指名する理事候補者は理事会で承認を得る。

(役員選任案の作成と承認)

第12条 理事会は、第10条の規定により選出された役員候補者と第11条の規定により指名された理事候補者からなる役員選任案並びに次点者案を作成し社員総会に提出し、承認を得る。

(本規程の改正)

第13条 本規程の改正は、社員総会の決議により行う。

附則 この規程は、平成22年12月24日より施行する。

## 一般社団法人日本看護系大学協議会 災害看護支援事業規程

### (目的)

第1条 一般社団法人日本看護系大学協議会（以下「本会」という）は、(広く) 災害で被災した会員校に所属する学生と教員に対する支援、被災した人々を看護支援する教員や学生の活動に対して支援するための事業を行う。本規程は、この事業を推進するために本会が行う募金活動、支援金助成の基準や手続きについて定める。

### (事業の内容)

第2条 本会は、災害看護支援事業として次の活動を行う。

- (1) 会員校の被災した学生や教員への支援ならびに被災地の災害看護活動を支援する教員や学生のための募金。
- (2) 会員校の教員・学生が行う看護活動の支援および広報。
- (3) その他、理事会が認めた活動。

### (募金活動)

第3条 受け付けた募金は本規程に則り、災害看護支援金として取り扱う。

### (災害支援対策委員会)

第4条 第2条に掲げる事業を推進するために、本会に災害支援対策委員会（以下「委員会」という）を置く。

- 2 委員会は別に理事会が定める規程により運営する。

### (支援金交付対象)

第5条 災害看護支援金は、本会の会員校に所属する教員と学生とする。

- 2 前項の定めに関わらず、理事会が認めた場合は、非会員も支援対象とする。

### (支援金申請)

第6条 支援金を受けようとするものは、理事会が定める期間までに、別に定める申請書と必要な書類を添付し、代表理事へ提出しなければならない。

### (審査)

第7条 代表理事は、前条の支援金申請があったときは、委員会に諮ったうえで、支援の可否等について決定し、申請者に「支援金内定通知書」を送付する。

- 2 支援対象事業は次の通りとする。

- (1) 被災地における直接・間接的看護活動
- (2) 被災地における情報収集活動、災害看護の調査・研究
- (3) 研究成果を活用した看護活動に有益な情報の発信および広報活動
- (4) その他、委員会が認めた活動

- 3 前項に掲げる事業であっても、次の各号に該当する活動は支援対象とはしない。

- (1) 国または地方公共団体が運営し、またその責任に属するとみなされる活動。
- (2) 設立開始後満1ヶ年を経過しない団体による活動。ただし、必要性が認められる場合はこの限りではない。
- (3) 国籍、宗教、政党、組合などの関係からその対象を特に限定していて一般的に開放されず、構成員の互助共済を主たる目的とする事業等、社会福祉的な性格の明らかでない団体による活動。
- (4) 看護活動であっても、政治、宗教、組合等の手段として行う活動。
- (5) その名称の如何にかかわらず、営利のために行なっているとみなされる活動。
- (6) 支援による効果が期待できない活動。
- (7) 他の補助金をもって実施することが適当と認められる活動。

(支援額の決定)

第8条 被助成者への支援金額の決定は、「助成金決定通知書」にて通知するものとする。

(交付請求)

第9条 被助成者は、前条の通知を受け支援金を受けようとする時は、別に定める「支援金請求書」を代表理事あてに提出する。

(支援金の交付)

第10条 本会は、前条による支援金請求書を受理した場合は、その内容が適正であることを確認のうえ支援金を送金する。

(事業完了報告)

第11条 被助成者は、事業完了後直ちに「事業完了報告書」に支出を証明する書類を添付して、本会に提出しなければならない。

2 本会は、必要があると認めるときは、被助成者に対して調査を行うことができる。

(助成金の経理)

第12条 被助成者は、支援金の使途経理について常時内容を明らかにしておかなければならない。また、本会が要求するときは必要な記録および諸帳簿を提示するものとし、監査を拒むことはできない。

(助成金の返金)

第13条 事業完了報告後、交付した助成金が経費の額の合計額を上回った場合、その上回った部分については本会へ返還を要する。

(支援の取り消し)

第14条 被助成者が次の項目に1つでも該当する時は、支援金の全額もしくは一部を本会に返還させることができる。

- (1) 経理状況が極めて不良と認めたもの。

- (2) 経理上不都合ありと認めたもの。
- (3) 支援決定後事業を一部休止または廃止したもの。
- (4) 支援金を指定された事業以外に使用したとき。
- (5) 事実と相違した申請または使途報告を行ったとき。
- (6) その他、本協議会の指示に従わずまたは不相当と認めた場合。

(本規程の改正)

第15条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、平成24年10月14日から施行する。

## 一般社団法人日本看護系大学協議会 災害看護支援事業資金取扱規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本看護系大学協議会（以下「本会」という。）の有する災害看護支援事業資金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (設置)

第2条 この法人は、特定資産として、災害看護支援事業資金を設けることができる。

### (積立)

第3条 本規程に基づき、災害看護支援事業資金に積立を行うものとする。

### (運用)

第4条 災害看護支援事業資金の運用対象は、次のとおりとする。

- (1) 国債、地方債及び政府保証債
- (2) 金融機関への預貯金
- (3) 貸付信託、金銭信託及び公社債投資信託

### (運用性)

第5条 災害看護支援事業資金から生ずる運用益については、災害看護支援事業に使用し、又は当該事業資金に積立てるものとする。

### (取崩)

第6条 災害看護支援事業資金は、社員総会の決議により、災害看護支援事業資金の全部又は一部を取り崩すことができる。

### (本規程の改正)

第7条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、平成24年10月14日から施行する。

## 委員会規定

1. 委員会に関する規程（共通）
2. 高等教育行政対策委員会規程
3. 看護学教育質向上委員会規程
4. 看護学教育評価検討委員会規程
5. 高度実践看護師教育課程認定委員会規程
  - ・ 高度実践看護師教育課程認定規程
  - ・ 高度実践看護師教育課程認定細則
  - ・ 高度実践看護師教育課程基準
6. 広報・出版委員会規程
7. 国際交流推進委員会規程
8. データベース委員会規程
9. 災害支援対策委員会規程
10. 高度実践看護師制度推進委員会規程
11. 養護教諭養成教育検討委員会規程
12. 選挙管理委員会規程



## 一般社団法人日本看護系大学協議会 委員会に関する規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款施行細則第5条、第6条及び第7条に基づき、委員会（常設および臨時）の設置及び運営等に関する基本的事項を定める。

### （任務）

第1条 委員会は理事会より委任を受けた事項を審議し、その経過および結果等を理事会で報告する。

- 2 委員会の活動内容は、当該年度末の事業活動報告書に掲載する。
- 3 委員会の議事録は事務局に提出し、主たる事務所に保管する。

### （委員長）

第2条 委員会の委員長は理事会において選任する。

- 2 委員長は、理事あるいは理事会で指名する者とする。
- 3 委員長は委員会を代表し、委員会の業務を統括する。
- 4 委員長は、委員の中から副委員長を指名することができる。

### （委員会の構成）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 委員長（1名）
  - (2) 委員長が指名した者（若干名）
  - (3) 公募により、社員の推薦を受けた者（若干名）
- 2 委員会の委員は、理事会の承認を得る。
  - 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

### （任期）

第4条 委員長および委員の任期は原則2年とし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。また、再任を妨げない。但し、委員会の設置期間が2年未満の場合はその期間による。

- 2 補欠または増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間と同一とする。

### （委員会の議決事項）

第5条 委員会の開催は委員の半数の出席をもって成立する。

- 2 委員会の議決事項は出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

(委員会の運営)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議事を整理する。

2 委員会の事務は、委員長が指名する。

(本規程の改正)

第7条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、平成23年1月10日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成23年3月6日から施行する。

## 一般社団法人日本看護系大学協議会 高等教育行政対策委員会規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款施行細則第5条と第6条に基づき、高等教育行政対策委員会（以下、「委員会」という）の設置及び運営等に関する基本的事項を定める。

（目的）

第1条 看護学高等教育が直面している課題の解決に向けて、必要な諸方策を検討し、日本看護系大学協議会の立場から見解や方向性を表明する。

（審議事項）

第2条 高等教育行政対策委員会の審議事項は次の通りとする。

- （1）看護学高等教育行政・制度に関すること
- （2）設置者別の固有な課題に関すること
- （3）看護学教育の政策提言に関すること
- （4）その他必要となる事項

（委員会の構成）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- （1）委員長（1名）
- （2）学長、学部長等、大学の運営に携わる立場にある者
- （3）委員長が指名した者

2 委員会の委員は、理事会の承認を得る。

3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

（本規程の改正）

第4条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、平成23年1月10日から施行する。

## 一般社団法人日本看護系大学協議会 看護学教育質向上委員会規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款施行細則第5条と第6条に基づき、看護学教育質向上委員会（以下、「委員会」という）の設置及び運営等に関する基本的事項を定める。

### （目的）

第1条 本委員会は、看護系大学における看護学教育の充実・向上を図るために、看護系大学の教育の質に関する事項並びに看護教員に求められる資質・能力向上に関する事項について検討する。

### （任務）

第2条 看護系大学における看護学教育に関する調査研究を行い、教育改善に役立てる基礎資料を得るとともに、それらの課題について看護系大学間で共有して、課題解決と教育の向上を目的とした検討会、研修会を企画、開催する。

### （本規程の改正）

第3条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、平成23年1月10日から施行する。

## 一般社団法人 日本看護系大学協議会 看護学教育評価検討委員会規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款施行細則第5条と6条に基づき、看護学教育評価検討委員会（以下、「委員会」という）の設置・運営等に関する基本的事項を定める。

（目的）

第1条 看護系大学の学士課程・大学院の教育の質を高い水準で保証するために、具体的な評価内容と評価方法・評価組織の構築について検討する。

（審議事項）

第2条 看護学教育評価検討委員会の審議事項は以下の通りとする。

- （1）学士課程における教育の評価に関すること
- （2）大学院における教育の評価に関すること
- （3）看護系大学の教育評価における組織体制に関すること
- （4）その他看護学教育評価に関する重要な事項

（本規程の改正）

第3条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、平成23年1月10日より施行する。

## 一般社団法人日本看護系大学協議会 高度実践看護師教育課程認定委員会規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款施行細則第5条及び第6条に基づき、高度実践看護師教育課程認定委員会（以下「認定委員会」という）の設置及び運営等に関する基本的事項を定める。

### （目的）

第1条 委員会は、高度実践看護師教育課程の普及に向けて、高度実践看護師教育課程の審査・認定、専門看護分野の特定を行うとともに、認定体制のあり方を検討することを目的とする。

2 高度実践看護師教育課程の認定等にあたり、他の関係機関と連携・協議する。

### （委員会の審議事項）

第2条 認定委員会は、高度実践看護師教育課程認定規程に基づき次に掲げる事項を審議する。

- （1）高度実践看護師教育課程の認定体制及び運営に関すること。
- （2）専門看護分野の教育課程の特定等に関すること。
- （3）専門看護分野の教育課程の認定に関すること。
- （4）その他、認定等に関する重要な事項。

### （委員会の構成）

第3条 認定委員会は、各専門分科会の代表者、高度実践看護師教育課程に携わっている者及び有識者の若干名からなる委員をもって構成する。

2 認定委員は、認定委員会の推薦を経て理事会の承認を得る。

3 認定委員会の委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

### （委員会の運営）

第4条 認定委員会は、委員長が招集し、その議事を整理する。

2 委員会の事務は、委員長が所属する会員校が担当することができる。

### （専門分科会）

第5条 認定委員会は、専門看護分野の教育課程の認定を行うにあたり、専門看護分野ごとに専門分科会を設けるものとする。

- 2 専門看護分野の代表者は、認定委員会の委員となり、専門分科会の委員長を務める。
- 3 専門看護分野の代表者は、認定委員会に対して分科会の委員を推薦する。
- 4 専門看護分野の代表者は、議事録を作成しこれを保管しなければならない。
- 5 分科会は、非公開とする。

(専門分科会委員の任命と任期)

第6条 専門分科会委員は、原則として大学院において高度実践看護師教育課程に携わっている者、若干名で構成し、認定委員会委員長が任命する。

2 分科会の委員の任期は、2年とし再任を妨げない。

(専門分科会の審議事項)

第7条 専門分科会は、認定委員会の諮問を受け、次に掲げる事項を審議する。

(1) 専門看護分野別の専攻教育課程についての判定基準の作成に関すること。

(2) 申請があった高度実践看護師教育課程について、専門看護分野別の専攻教育課程の適切性を審査し、その結果を認定委員会に報告する。

(3) その他、認定委員会から委嘱された事項。

(本規程の改正)

第8条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 1. この規程は、平成23年1月10日から施行する。

2. この規程は、平成27年2月16日から施行する。

# 一般社団法人日本看護系大学協議会 高度実践看護師教育課程認定規程

制定 平成10年6月26日

## 第1章 総則

第1条 この規程は、一般社団法人日本看護系大学協議会（以下「本会」という）が、高度な専門知識と技術を持った高度実践看護師教育の質の維持と向上をめざし、高度実践看護師育成に適切な教育課程の基準を定めるとともに、その教育課程の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 高度実践看護師教育課程の定義

第2条 高度実践看護師教育課程は、専門看護師教育課程およびナースプラクティショナー教育課程により構成する。

2 専門看護師教育課程は、保健・医療・福祉現場において、複雑な健康問題を有する患者にケアとキュアを統合し、卓越した直接ケアを提供するとともに、相談、調整、倫理調整、教育、研究を行い、ケアシステム全体を改善することで、看護実践を向上させる高度実践看護師を養成する教育課程とする。

3 ナースプラクティショナー教育課程は、保健・医療・福祉現場において病院・診療所等と連携して、現にまたは潜在的に健康問題を有する患者にケアとキュアを統合し、一定の範囲で自律的に治療的もしくは予防的介入を行い、卓越した直接ケアを提供する高度実践看護師を養成する教育課程とする。

## 第3章 専門看護分野の教育課程の特定等

第3条 専門看護分野<sup>注1)</sup>の教育課程の特定については、認定委員会で審議し、理事会の議を経て、総会の承認をもって行うものとする。

2 高度実践看護師教育課程基準ならびに審査規準の見直しについては、定期的実施する。

注1)「専門看護分野」とは高度実践看護師教育課程、すなわち専門看護師教育課程およびナースプラクティショナー教育課程の専門看護分野である。

## 第4章 高度実践看護師教育課程認定の申請資格

第4条 高度実践看護師教育課程認定の申請をする機関は、次の各号の基準を全て満たしているものとする。

(1) 日本国の大学院において高度実践看護師教育を行っている課程(26単位申請の場合・38単位申請の場合・46単位申請の場合)、または行う予定の課程(38単位申請の場合・46単位申請の場合)であること。

(2) 本会で別に定めた教育課程に関する次に掲げる条件をみたしていること。

A. 専門看護師26単位申請の場合<sup>注2)</sup>

- ① 履修単位数は、26単位以上とし、そのうち実習は6単位以上であること。
- ② 共通科目のうち、8単位以上を必修とすること。
- ③ 専門看護分野別の専攻教育課程基準をみたしていること。

注2) ただし、新規申請の受け付けは平成26年度までとする。再申請については、平成27年度まで受け付けることとする。

B. 専門看護師38単位申請の場合<sup>注3)</sup>

- ① 履修単位数は、38単位以上とし、そのうち実習は10単位以上であること。
- ② 共通科目Aのうち、8単位以上を必修とすること。
- ③ 共通科目Bを、6単位以上必修とすること。
- ④ 専門看護分野別の専攻教育課程基準をみたしていること。

注3) 平成24年度より新規申請開始。

C. ナースプラクティショナー46単位申請の場合<sup>注4)</sup>

- ① 履修単位数は、46単位以上とし、そのうち実習は10単位以上であること。
- ② 共通科目Aのうち、8単位以上を必修とすること。
- ③ 共通科目Bを、6単位以上必修とすること。
- ④ 専門看護分野別の専攻教育課程基準をみたしていること。

注4) 平成27年度より、新規申請を受け付ける。

## 第5章 高度実践看護師教育課程認定の審査方法等

第5条 前条に該当する機関の代表者が、認定を申請する場合は、申請書類に審査料を添え、本会に提出するものとする。申請書類および審査料については別に定める。

2 既に高度実践看護師教育課程の認定を受けている教育課程が、共通科目及び専攻教育課程の科目の追加、及び科目内容の変更、科目単位の変更による認定を申請する場合は、申請書類に審査料を添え、本会に提出するものとする。申請書類および審査料については別に定める。

第6条 審査は毎年1回、書類審査を中心に行われるものとする。

2 認定委員会は、必要に応じてその都度、聞き取り等を行う。

第7条 本会の代表理事は、認定委員会が高度実践看護師教育課程として認定した機関に対して高度実践看護師教育課程認定証(以下「認定証」という)を交付する。

2 本会は、前項の認定を行った場合には、その教育機関名を公表するとともに高度実践看護師教育課程認定名簿に登録する。

3 認定証の有効期間は、認定年度から10年間とする<sup>注5)</sup>。ただし、本規程第12条及び第13条の規定により高度実践看護師教育課程認定の資格を喪失したときは、認定証の有効期間は資格を喪失した日までとする。

注5) ただし、第4条(2)Aに定める専門看護師26単位申請の場合、有効期間を平成32年度までとする。

## 第6章 高度実践看護師教育課程認定の更新

第8条 本会は、高度実践看護師教育課程の質の維持と向上を目的として、高度実践看護師教育課程認定更新制度を実施するものとする。

第9条 本会の認定を受けた高度実践看護師教育課程認定機関は、認定を受けた日から10年毎にこれを更新しなければならない。

2 認定更新を申請する機関は、申請書類に審査料を添え、本会に提出するものとする。申請書類ならびに審査料については別に定める。

3 審査は毎年1回、書類審査を中心に行われるものとする。

第10条 高度実践看護師教育課程の認定更新を申請する機関は、第4条、第5条の規定によるものとする。

## 第7章 高度実践看護師教育課程等の名称の変更届

第11条 本会の認定を受けた高度実践看護師教育課程等の名称に変更があった場合、変更点を届け出るものとする。

2 大学、研究科、ないし教育課程、コースの名称に変更があった場合には、その変更点を届け出るものとする。

3 科目名に変更があった場合には、その変更点を届け出るものとする。

## 第8章 高度実践看護師教育課程認定の資格喪失等

第12条 高度実践看護師教育課程認定の資格は、次の各号に該当する事由が生じた場合は、認定委員会の議を経て喪失するものとする。

(1) 高度実践看護師教育課程認定の資格を辞退したとき。

(2) 高度実践看護師教育課程認定の更新をしなかったとき。

第13条 高度実践看護師教育課程として相応しくない事由が生じた場合は、認定委員会並びに理事会で審議し、高度実践看護師教育課程の認定を取り消すことができる。

#### 第9章 他の組織との連携

第14条 本会は、高度実践看護師教育課程の認定等にあたり、必要に応じて他の組織と連携したり協議することができる。

#### 第10章 規程の改定等

第15条 この規程の改定については、認定委員会及び理事会の議を経て、総会の承認によるものとする。

第16条 この規程に定めるもののほか、高度実践看護師教育課程の認定に関して必要な事項は別に定めるものとする。

#### 附 則

##### (施行期日)

1. この規程は、平成10年6月26日から施行する。
2. この規程は、平成11年10月22日から施行する。
3. この規程は、平成15年5月23日から施行する。
4. この規程は、平成19年5月11日から施行する。
5. この規程は、平成23年1月10日から施行する。
6. この規程は、平成24年6月18日から施行する。
7. この規程は、平成27年2月16日から施行する。

##### (経過措置)

1. すでに専門看護師教育課程の認定を受けた教育課程は、第2条の高度実践看護師教育課程の認定を受けたものとみなす。

# 一般社団法人日本看護系大学協議会 高度実践看護師教育課程認定細則

制定 平成10年6月26日

## 第1章 総則

第1条 一般社団法人日本看護系大学協議会（以下「本会」という）高度実践看護師教育課程認定規程の施行に当たり、規程第16条により、規程に定められた以外の事項について細則に定めるものとする。

## 第2章 専門看護分野の教育課程の特定等

第2条 専門看護分野の教育課程の特定を申請するものは、所定の申請書類（様式8）を認定委員会に提出しなければならない。申請書類に含まれる事項は下記のように定める。

- (1) 当該専門看護分野特定の必要性
- (2) 当該分野における既存の大学院教育の実状
- (3) 当該分野の専攻教育課程の案
- (4) 当該分野の専攻教育課程の審査規準案

第3条 専門看護分野の教育課程の特定に関する申請は、毎年7月末までに、申請書類を整えて申請するものとする。（様式8）

第4条 特定されている専門看護分野の教育課程およびその英語名は以下の通りである。

### (1) 専門看護師教育課程

がん看護 (Cancer Nursing). 慢性看護 (Chronic Care Nursing). 母性看護 (Women's Health Nursing). 小児看護 (Child Health Nursing). 老年看護 (Gerontological Nursing). 精神看護 (Psychiatric Mental Health Nursing). 家族看護 (Family Health Nursing). 感染看護 (Infection Control Nursing). 地域看護 (Community Health Nursing). クリティカルケア看護 (Critical Care Nursing). 在宅看護 (Home Care Nursing). 遺伝看護 (Genetic Nursing). 災害看護 (Disaster Nursing). 放射線看護 (Radiological Nursing).

日本看護系大学協議会教育課程名称	日本看護協会専門看護師名称
がん看護専攻教育課程	がん看護専門看護師
慢性看護専攻教育課程	慢性疾患看護専門看護師
母性看護専攻教育課程	母性看護専門看護師
小児看護専攻教育課程	小児看護専門看護師
老年看護専攻教育課程	老人看護専門看護師
精神看護専攻教育課程	精神看護専門看護師
家族看護専攻教育課程	家族支援専門看護師
感染看護専攻教育課程	感染症看護専門看護師
地域看護専攻教育課程	地域看護専門看護師
クリティカルケア看護専攻教育課程	急性・重症患者看護専門看護師
在宅看護専攻教育課程	在宅看護専門看護師
遺伝看護専攻教育課程	未特定
災害看護専攻教育課程	未特定
放射線看護専攻教育課程	未特定

- (2) ナースプラクティショナー教育課程  
プライマリケア看護 (Primary Care Nursing)

ナースプラクティショナー教育課程名称	未定
プライマリケア看護専攻教育課程	未特定

- 2 高度実践看護師の英語での表記法は、「Advanced Practice Nurse」とする。  
3 専門看護師の専門看護分野を示す際の英語での表記法は、「Certified Nurse Specialist in (専門看護分野名)」とする。  
4 ナースプラクティショナーの専門看護分野を示す際の英語での表記法は、「Certified Nurse Practitioner in (専門看護分野名)」とする。

第5条 高度実践看護師教育課程基準ならびに審査規準の見直しは5年毎に、高度実践看護師教育課程検討委員会（以下「検討委員会」という）を設けて検討する。

- 2 検討委員会委員は、理事会が任命する。

### 第3章 高度実践看護師教育課程認定の申請資格

第6条 規程第3条により、高度実践看護師教育課程の認定を申請する機関は、高度実践看護師教育課程基準に定める教育内容を有していなければならない。

#### A. 専門看護師26単位更新申請の場合

- (1) 共通履修科目とは、看護教育論、看護管理論、看護理論、看護研究、コンサルテーション論、看護倫理、看護政策論である。  
(2) 専門看護分野別の専攻教育課程は、高度実践看護師教育課程基準別表で提示する。

#### B. 専門看護師38単位申請の場合

- (1) 共通履修科目として、共通科目A、共通科目Bを設ける。共通科目Aとは、看護教育論、看護管理論、看護理論、看護研究、コンサルテーション論、看護倫理、看護政策論である。共通科目Bとは、フィジカルアセスメント、病態生理学、臨床薬理学である。  
(2) 専門看護分野別の専攻教育課程は、高度実践看護師教育課程基準別表で提示する。

#### C. ナースプラクティショナー46単位申請の場合

- (1) 共通履修科目として、共通科目A、共通科目Bを設ける。共通科目Aとは、看護教育論、看護管理論、看護理論、看護研究、コンサルテーション論、看護倫理、看護政策論である。共通科目Bとは、フィジカルアセスメント、病態生理学、臨床薬理学である。  
(2) 専門看護分野別の専攻教育課程は、高度実践看護師教育課程基準別表で提示する。

### 第4章 高度実践看護師教育課程の認定の審査方法等

第7条 規程第4条により、認定のための申請書類は下記のように定める。

- (1) 高度実践看護師教育課程認定審査申請書 (様式1-1)  
(2) 共通科目の照合表 (様式2: 26単位申請用、38単位申請用、もしくは46単位申請用)  
(3) 専攻教育課程照合表 (様式3: 26単位申請用、38単位申請用、もしくは46単位申請用)
- 2 既に共通科目の審査を終えている大学院が新たな専門看護分野の高度実践看護師教育課程の認定を申請する場合は様式1及び様式3を提出するものとする。  
3 既に認定されている教育課程が科目の追加及び科目内容の変更、科目単位の変更による科目の認定を申請する場合は様式1と様式2又は様式3、及び様式12-1又は様式12-2を提出するものとする。  
4 高度実践看護師教育課程の認定を希望する機関は、申請書類と審査料を、毎年7月末までに、認定委員会に提出しなければならない。  
5 既納の審査料は、返還しない。

第8条 認定委員会からの勧告、及び助言の内容については、当該教育機関以外には公表しない。

第9条 規程第6条にある認定証は様式4、及び高度実践看護師教育課程認定名簿は様式5とする。

第10条 本会は、高度実践看護師教育課程審査要項を公表する。

第11条 日本看護系大学協議会が認定する高度実践看護師教育課程の有効期限は、高度実践看護師教育課程として認定された年度を基準とする。

2 第7条の3により高度実践看護師教育課程の共通科目の追加認定があった場合、その追加された科目は、既に認定された高度実践看護師教育課程の有効期限に準じるものとする。

3 第7条の3により高度実践看護師教育課程の専攻教育課程の科目の追加認定があった場合、その追加された科目は、既に認定された高度実践看護師教育課程の有効期限に準じるものとする。

## 第5章 高度実践看護師教育課程の認定更新

第12条 高度実践看護師教育課程の認定更新の申請書類は、下記のものとする。

(1) 高度実践看護師教育課程更新認定審査申請書(様式1-2)

(2) 共通科目の照合表(様式2-1、2-2)

(3) 専攻教育課程照合表(様式3)

(4) 変更点に関する説明書(様式9-1、9-2)

2 認定更新を希望する機関は、申請書類と審査料を、毎年7月末までに、認定委員会に提出しなければならない。

## 第6章 高度実践看護師教育課程等の名称の変更届

第13条 高度実践看護師教育課程等の名称の変更届は、様式13とする。

## 第7章 高度実践看護師教育課程等の辞退

第14条 高度実践看護師教育課程等の認定期間中の辞退届は、様式1-3とする。

## 第8章 他の組織との連携

第15条 本会代表理事と日本看護協会会長との間で、専門看護師教育課程認定結果の通知及び協議に関する具体的な取り決めを行うこととする。

(1) 専門看護師制度に関わる諸問題に対して、必要時、本会と日本看護協会との間で協議する場を設ける。

(2) 本会専門看護師教育課程認定委員会が行う専門看護師教育課程認定結果は、日本看護協会専門看護師認定部に通知する。

① 所定の文書をもって通知する。(様式6、様式7)

② 通知は年1回行うこととし、その年の認定終了後とする。

## 第9章 細則の改定等

第16条 この細則の改定については、認定委員会及び理事会の承認によるものとする。

## 附 則

1. この細則は、平成10年6月26日から施行する。
2. この細則は、平成11年10月22日から施行する。
3. この細則は、平成15年5月23日から施行する。
4. この細則は、平成16年5月7日から施行する。
5. この細則は、平成17年5月13日から施行する。
6. この細則は、平成19年5月11日から施行する。
7. この細則は、平成20年12月20日から施行する。
8. この細則は、平成23年1月10日から施行する。

9. この細則は、平成24年3月18日から施行する。
10. この細則は、平成24年6月18日から施行する。
11. この細則は、平成27年2月16日から施行する。
12. この細則は、平成28年1月22日から施行する。

# 一般社団法人 日本看護系大学協議会

## 高度実践看護師教育課程基準

### 【高度実践看護師の教育理念】

高度実践看護師は、対象のクオリティ・オブ・ライフの向上を目的として、個人、家族、および集団に対して、ケアとキュアの統合による高度な看護学の知識・技術を駆使して、疾病の予防及び治療・療養・生活過程の全般を統合・管理し、卓越した看護ケアを提供する者である。その役割は、専門性を基盤とした高度な実践、看護職を含むケア提供者に対する教育や相談、研究、保健医療福祉チーム内の調整、倫理的課題の調整である。また総合的な判断力と組織的な問題解決力を持って専門領域における新しい課題に挑戦し、現場のみならず教育や政策への課題にも反映できる開発的役割がとれる変革推進者として機能する。

以上のような人材を育成する。

ただし、専門看護師教育課程 26 単位の教育理念は次の通りとする。

専門看護師は看護現場において、看護ケアの質の向上を図るために卓越した専門的能力を持つ実践者、スタッフナースへの相談者や教育者、研究者、保健医療福祉ニーズのケア調整者、倫理的課題への調整者としての機能を果たす。また総合的な判断力と組織的な問題解決力を持って専門領域における新しい課題にチャレンジし、現場のみならず教育や政策への課題にも反映できる開発的役割がとれるチェンジ・エイジェントとして機能できる人材を育成する。我が国の看護現場において、看護管理者やスタッフナースとともに、ケアの開発・改革を試みる人材として期待される。

### 【高度実践看護師の共通目的（共通能力水準）】

高度実践看護師は、ある特定の看護分野において「ケアとキュアを統合した高度な看護実践能力」を有することを認定される看護職者である。

高度実践看護師は、それぞれの専門看護分野において次のような役割を果たす。

- 1) 専門看護分野において、個人・家族または集団に対してケアとキュアを統合した高度な看護を実践する（実践）。
- 2) 専門看護分野において、看護職者に対しケアを向上させるため教育的機能を果たす（教育）。
- 3) 専門看護分野において、看護職者を含むケア提供者に対してコンサルテーションを行う（相談）。
- 4) 専門看護分野において、必要なケアが円滑に提供されるために、保健医療福祉に携わる人々の間のコーディネーションを行う（調整）。
- 5) 専門看護分野において、専門知識・技術の向上や開発を図るために実践の場における研究活動を行う（研究）。
- 6) 専門看護分野において、倫理的な問題・葛藤について関係者間での倫理的調整を行う（倫理）。

### 【教育課程の基準】

- 1) 高度実践看護師教育課程認定規程 第4条の(2)ABCに定めたとおりとする。
- 2) 共通科目または、共通科目Aは、次の7科目から選択し8単位以上を履修する。  
①看護教育論、②看護管理論、③看護理論、④看護研究、⑤コンサルテーション論、⑥看護倫理、⑦看護政策論
- 3) 共通科目Bは、次の3科目から選択し6単位以上を履修する。  
①フィジカルアセスメント、②病態生理学、③臨床薬理学
- 4) 専門看護分野別専攻教育課程の基準は、別表に示す通りである。
- 5) 実習は高度実践看護師にとってきわめて重要な実践能力を高めるものであるから、教育としての質を保証することが重要である。そこで、実習方法としては単に、実践するだけではなく、スーパービジョンや事例検討や討議セミナーを持つなど多様な方法を駆使することにより、高度実践看護師が備えるべき実践能力を高め、看護活動を創意工夫して変革でき、社会組織的に発展させるような能力を養うことが重要視される。

平成10年6月26日	制定
平成16年4月1日	改定
平成23年9月30日	改定
平成26年1月11日	改定
平成27年2月16日	改定

## 一般社団法人日本看護系大学協議会 広報・出版委員会規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款施行細則第5条と第6条に基づき、広報・出版委員会（以下、「委員会」という）の設置・運営等に関する基本的事項を定める。

（目的）

第1条 委員会は看護に関する情報を会員校ならびに社会に向けて広報することで、看護学教育の発展を支えることを目的とする。

（任務）

第2条 委員会は広報関連の事項について審議する。その経過および結果等を理事会で報告するものとする。以下が委員会の所掌事項となる。

- （1）日本看護系大学協議会ホームページ（以下ホームページとする）の運営方針を審議し理事会へ報告する。
- （2）ホームページの維持管理を行う。
- （3）本会の事業活動など、広く社会に広報するために、適切な手段を審議し、その媒体作成を推進する。

（本規程の改正）

第3条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、平成23年1月10日から施行する。

## 一般社団法人日本看護系大学協議会 国際交流推進委員会規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款施行細則第5条と第6条に基づき、国際交流推進委員会（以下、「委員会」という）の設置及び運営等に関する基本的事項を定める。

（目的）

第1条 看護学高等教育に関する国際交流を通して、本会会員校のグローバル化に向けた支援を行う。

（任務）

第2条 本委員会は次の業務を行う。

- （1） East Asia Forum of Nursing Sholars との国際交流に関すること
- （2） 国際的な博士課程教育のネットワークに関すること
- （3） 若手研究者の国際的な活動力の育成に関すること
- （4） その他必要な事項

（本規程の改正）

第3条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、平成23年1月10日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成26年6月16日から施行する。

## 一般社団法人日本看護系大学協議会 データベース委員会規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款施行細則第5条と第6条に基づき、データベース委員会（以下、「委員会」という）の設置及び運営等に関する基本的事項を定める。

（目的）

第1条 本委員会は年度毎に会員校の教育・研究・社会貢献等に関する実態調査を実施し、今後の看護系大学の在り方に関わる基礎資料を提供することを目的とする。

（任務）

第2条 本委員会は次の業務を行う。

- （1）意義のある調査結果が得られるよう、委員会は本会会員校の意識づけを図る。
- （2）調査結果の報告は単年度ごとに行い、5年ごとに年次比較も行う。
- （3）事務局および委託業者と連携し、調査、分析、報告を円滑に実施する。
- （4）その他、データベースの活用に関するシステム化を図る。

（本規程の改正）

第3条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、平成23年1月10日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成26年6月16日から施行する。

## 一般社団法人日本看護系大学協議会 災害支援対策委員会規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款施行細則第5条と第6条に基づき、災害支援対策委員会（以下、「委員会」という）の設置及び運営等に関する基本的事項を定める。

### （目的）

第1条 防災および災害支援にかかわる事業を行うにあたり、防災にかかわる啓発や広報、災害支援にかかわる募金や助成、その他組織のあり方などの重要事項を協議し、本事業の円滑、適正な運営を図ることを目的とする。

### （任務）

第2条 本委員会は次の業務を行う。

- （1）防災にかかわる啓発に関する事項
- （2）災害対応にかかわる体制整備に関する事項
- （3）災害時の看護活動を支援するための募金に関する事項
- （4）災害時の看護活動を支援するための広報に関する事項
- （5）災害支援金の申請者等の選定の審査に関する事項
- （6）その他必要な事項

### （本規程の改正）

第3条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、平成23年11月28日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成26年6月16日から施行する。

## 一般社団法人日本看護系大学協議会 高度実践看護師制度推進委員会規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款施行細則第5条と第7条に基づき、高度実践看護師制度推進委員会（以下、「委員会」という）の設置及び運営等に関する基本的事項を定める。

（目的）

第1条 高度実践看護師の制度化とその発展に向けて、看護学教育の観点から、検討および提案を行うことを目的とする。

2 高度実践看護師の教育および制度に関係する諸機関と連携・協働する。

（審議事項）

第2条 審議事項は、以下の項目とする。

- （1）高度実践看護師の教育に関する事
- （2）高度実践看護師の制度に関する事
- （3）高度実践看護師に関する政策提言

（本規程の改正）

第3条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、平成23年1月10日から施行する。

## 一般社団法人日本看護系大学協議会 養護教諭養成教育検討委員会規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款施行細則第5条と第7条に基づき、養護教諭教育カリキュラム検討委員会の設置及び運営等に関する基本的事項を定める。

（目的）

第1条 養護教諭養成のあり方を検討することを目的とする。

2 養護教諭養成カリキュラム及び制度に関係する諸機関、諸団体と連携・協働する。

（審議事項）

第2条 審議事項は、以下の項目とする。

- （1）現代の子どもの心身の健康課題を踏まえた養護教諭の役割に関する事
- （2）看護能力を持つ看護系大学で養成する養護教諭のコアコンピテンスに関する事
- （3）看護能力を持つ養護教諭の養成カリキュラムに関する事
- （4）養護教諭養成に関する政策提言に関する事

（本規程の改正）

第3条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、平成26年10月3日から施行する。

## 一般社団法人日本看護系大学協議会 選挙管理委員会規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款施行細則第5条と第7条に基づき、選挙管理委員会（以下、「委員会」という）の設置及び運営等に関する基本的事項を定める。

### （委員会の設置）

第1条 理事会は、社員の中から5名の選挙管理委員を委嘱する。

2 前項の委員に欠員が生じた場合は、代表理事に諮り補充の委員を委嘱する。

3 選挙管理委員は、選挙権を有する。

### （任務）

第2条 委員会は、理事会より委任を受け役員候補者の選出に必要な業務を行う。

2 委員会は、委員会の経過及び結果等を理事会に報告する。

3 委員会の活動内容は、当該年度末の事業報告書に掲載し報告する。

4 委員会の議事録は事務局に提出し、主たる事務所に保管する。

### （委員長）

第3条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は委員会を代表し、委員会の業務を統括する。

4 委員長は、委員の中から副委員長を指名することができる。

5 委員長は委員会を招集し、その議事を整理する。

### （任期）

第4条 選挙管理委員の任期は、役員等が社員総会で承認されるときまでとする。

2 委員が任期中に会員校から代表として推薦された社員ではなくなった場合でも、当該年度の定時社員総会までは委員を継続することができる。

### （委員会の業務）

第5条 委員会は次の業務を行う。

(1) 理事及び監事の選挙に係わる日程など計画の立案

(2) 理事及び監事の選挙に係わる関係書類の整備、確認

(3) 選挙人名簿及び被選挙人名簿の作成

(4) 理事及び監事の選挙に係わる関係事項の告示

(5) 投票及び開票の管理

(6) 投票の有効、無効の判定

(7) 選挙終了後、理事及び監事候補者の決定、その結果の理事会への報告

(8) その他選挙に必要な事項

(委員会の議決事項)

第6条 委員会の開催は委員の半数の出席をもって成立する。

2 委員会の議決事項は出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

(本規程の改正)

第7条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、平成22年12月24日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成23年12月10日から施行する。

## 平成 27 年度事業活動報告書

平成 28 年 3 月 発行

編集・発行 一般社団法人 日本看護系大学協議会事務局

〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-11-5

大澤ビル 6 階

TEL : 03-6206-9451

FAX : 03-6206-9452

E-mail : office@janpu.or.jp

印刷所 株式会社 白峰社

TEL : 03-3983-2312

FAX : 03-3983-2307